

四 日 市 ド ー ム 委 託 仕 様 書

四日市ドーム委託仕様書一覧

	名 称	添付文書	備考
①	管理業務委託	①-1仕様書(管理業務) ①-2自家用電気工作物保安業務範囲 ①-3清掃業務の範囲 ①-4清掃業務実施要領 ①-5清掃業務実施基準表 ①-6電気機械建築設備保守管理要領・主要設備一覧 ①-7電気機械設備保守要領 ①-8テニスセンター自家用電気工作物保安業務 ①-9空調制気口リスト・灯具数	・廃棄物処理に関わること ・緊急遮断弁動作試験、空調簡易点検
②	エレベーター設備保守点検委託	①仕様書 ②別表	
③	防災設備点検業務委託	①仕様書 ②各設備数	・自家発電設備の負荷運転
④	市有建築物定期点検(特殊建築物・建築設備、防火設備共)	①仕様書	特殊建築物:3年毎 (次回令和2年度)
⑤	防火対象物定期点検業務委託	①仕様書	
⑥	吊物機構点検調整業務委託	①仕様書 ②別表1 ③別表2	
⑦	空調設備保守点検委託	①仕様書	・フロン管理業務
⑧	空調設備用自動制御機器保守点検委託	①仕様書 ②仕様書	
⑨	排煙換気装置保守点検委託	①仕様書 ②作業点検報告書	
⑩	大型映像装置等保守点検委託	①仕様書	
⑪	音響設備保守点検委託	①仕様書	
⑫	植栽管理委託	①仕様書 ②配置図 ③芝生管理スケジュール	
⑬	自動扉保守点検	①仕様書	
⑭	水質検査	①仕様書	
⑮	レジオネラ検査、煤煙濃度測定	①仕様書	
⑯	水槽清掃	①仕様書	
⑰	鼠・害虫等生息調査、空気環境測定	①仕様書	
⑱	機械警備保安業務委託	①仕様書 ②1階図 ③2階図 ④設備表	

四日市ドーム 管理業務委託仕様書（参考）

四日市ドーム管理業務委託は、この四日市ドーム管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従って実施するものとするが、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務については、委託者、請負者協議によって契約金額の範囲内で実施するものとする。

〔１〕四日市ドーム管理業務対象施設

下記施設、及び管理区域範囲図を清掃、設備管理業務委託の対象とする。

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 建物の名称 | 四日市ドーム |
| (2) 所在地 | 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造り（屋根…鉄骨造り）
地下 1 階 地上 3 階 |
| (4) 敷地面積 | 3 9, 3 0 0 m ² |
| (5) 建物延床面積 | 2 3, 1 4 3 m ² |

〔２〕設備運転・保守管理業務

1. 設備管理対象施設

〔１〕及び別図のとおりとし、設備の詳細は別紙の電気機械建築設備概要、衛生設備概要のとおりとする。

2. 従事者の資格及び要員の確保

ドーム設備の保守については主任者を選任し、次の区分に従い別紙電気機械建築設備保守管理要領に基づき、業務の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

(1) 電気設備保守管理

高等学校（電気科）卒業と同等以上の学歴を有する経験者を常駐させるものとする。（この従事者の内 1 名は電気工事士の資格を有する経験者とする。）

保守点検に要する停電日は年間 1 回とする。

(2) 機械設備保守管理

従事者は、高等学校（機械科）卒業と同等以上の学歴を有する経験者を常駐させなければならない。

3. 従事者の交代について

設備の保守管理業務は、専門技術を要する関係上、従事者の交代については、以後の業務に支障を来さないよう、万全なる措置を講ずるものとする。

4. 設備等の故障処理

ドームに設備されている機器の取り扱い、万全を期することはもちろんのことであるが、故障等における措置は監督員の指示に従って、迅速に行動し処理すること。

5. 工具等の貸与

設備保守点検に要する計器並びに保全工具等は、設備機器に付属する特定の工具等を除き乙の負担とする。貸与工具等の管理使用についてはていねいに取り扱い、管理不良等によって故障破損があった場合については、責任をもって修理更新するものとする。

6. 業務計画表及び日報等の提出

業務実施に当たり、前月 25 日までに業務実施計画表を作成し、委託者の承認を受けるとともに保守管理要領に定められた事項を忠実に履行し、委託者が別に指示する様式により業務週報保守点検記録表を提出しなければならない。

7. 勤務日及び勤務時間

- (1) 従事者の勤務日は、ドームの業務に適合するものとする。（参考基準時間は別表に定めるものとする。）やむを得ない事情によって時間延長等が必要な場合においては、委託者の指示に従って業務を行うものとする。
- (2) 風水害等の気象情報に基づき、委託者から非常召集の要請があった場合は、直ちに参集し委託者の指示に従わなければならない。この場合における経費については乙の負担とする。
- (3) 機械警備受託会社から設備機器異常事態発生の通報があった場合は、直ちに参集し適切な措置を講じなければならない。この場合における経費については請負者の負担とする。

8. 原材料等の支給

設備の保守点検修理のために必要な原材料及び消耗品は、業務処理の進捗状況によって委託者が随時支給するものとし、請負者はこの受払について出納簿に記載のうえ監督員に報告するものとする。

9. 機械警備受託者への引き継ぎ

開館日の午後10時から翌日の午前8時までの間及び休館日は、別途に機械警備を行うので、建物の各出入口、窓等の施錠、火気、消灯の確認等をしたうえで、機械警備受託者に引き継ぐこと。

10. その他

- (1) 業務実施中における火災等の事故については、常に注意し、不慮の災害等発生を防止するよう努めること。万一、火災等発生したときは、消防署等関係機関へ通報するとともに、各種防災設備を有効に働かせ、非常時の避難が円滑に行われるよう努めなければならない。
- (2) 従事者は、業務中一定の衣服、帽子、名札を請負者の負担により着用すること。
- (3) 保守管理要領に示されていない事項で、各関係法規等に規定されたものについては、その内容を十分に把握するとともに、規定に適合するよう業務遂行に当たること。

《別表》四日市ドーム（参考基準時間）

保守従事者の勤務時間

(1) 通常保守点検管理の場合

開館日 午前8時00分～午後10時00分

(2) 特殊保守整備等の場合

機器装置の運転を中止しなければ点検等が実施できない場合については、休館日又は時間外に行うものとする。

(3) 空調装置の運転時間等

① 空調装置の運転基準時間は次による。ただし、気象状況その他の事情により変更することがあるものとする。

・ 事務所等諸室の空調

（6月～9月） 休館日を除く毎日 午前8時30分～午後9時30分

（11月～3月） 休館日を除く毎日 午前8時30分～午後9時30分

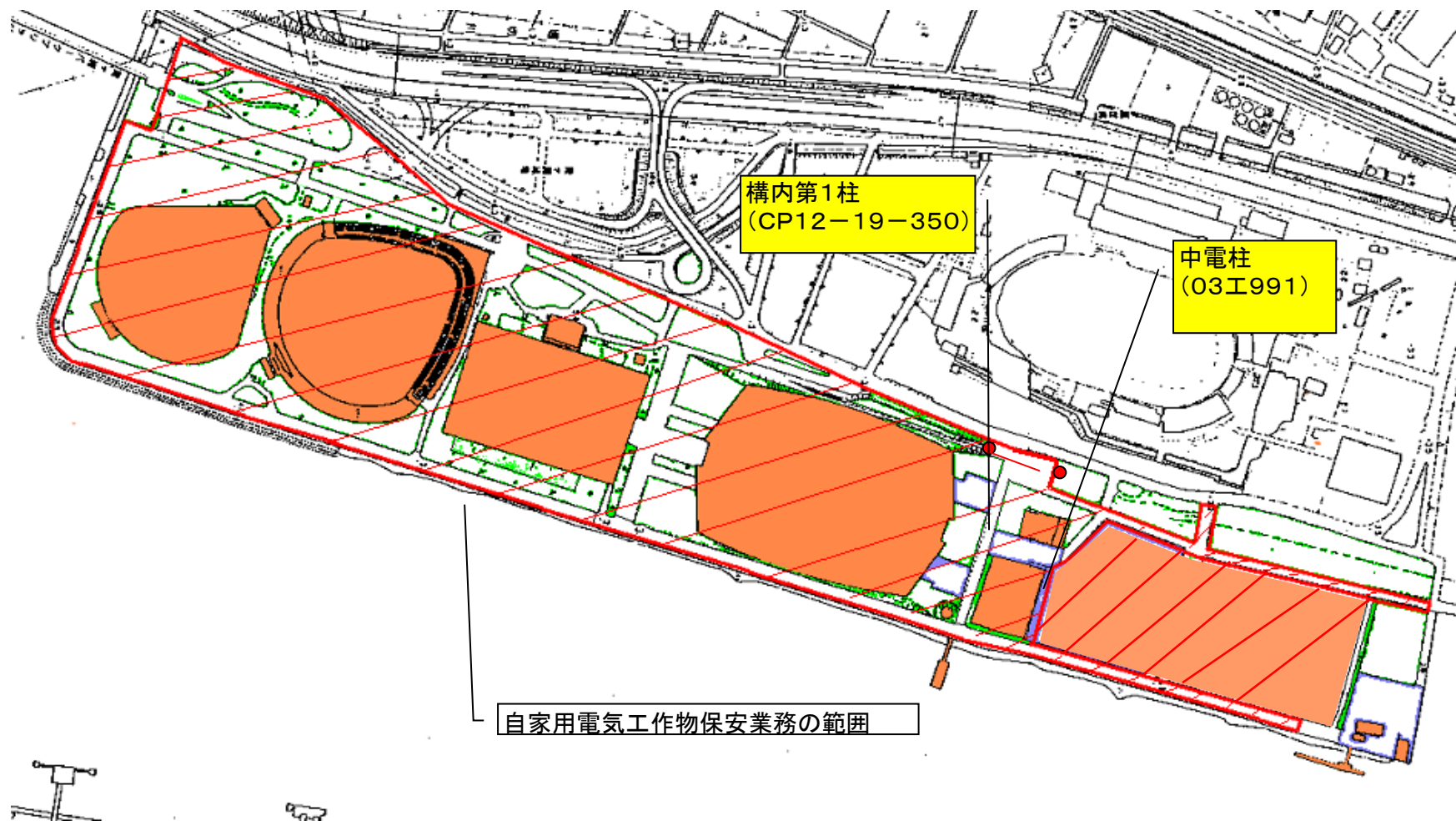
・ アリーナ観客席の空調

（6月～9月） 休館日を除く毎日 ドーム利用者の指定した時間

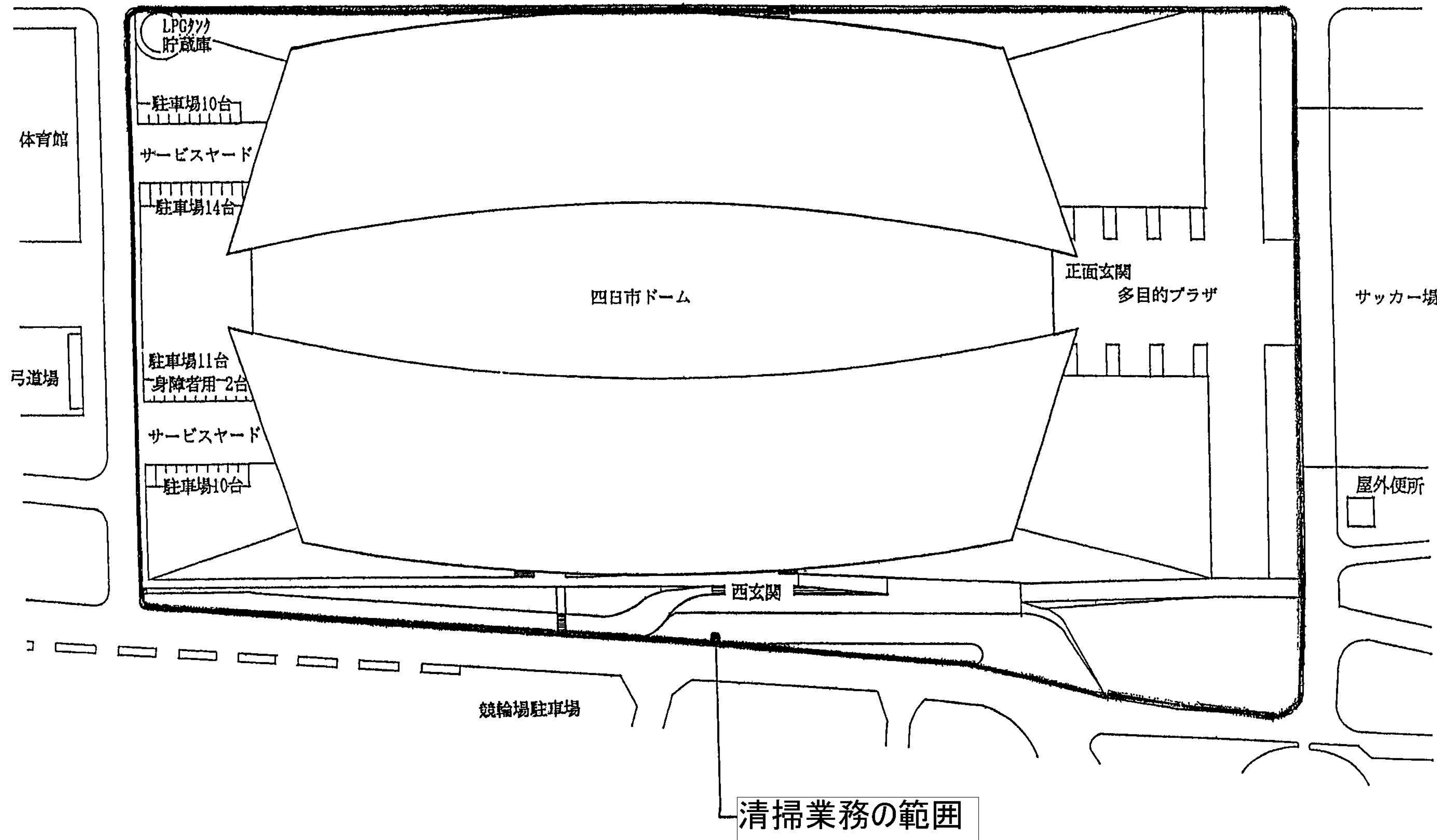
（11月～3月） 休館日を除く毎日 ドーム利用者の指定した時間

② 空調装置の運転中実施できない整備等については、運転終了後実施するものとする。

自家用電気工作物の範囲



運河



配置図

清掃業務実施要領

日常清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、ドーム利用者に支障のないように実施すること。ただし、必要に応じて時間を延長することができる。

◇作業日	ドームの休館日を除く毎日 <休館日> ・原則として月曜日 (ただし、その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときは、その翌日) ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
◇作業時間	午前8時00分～午後5時00分
◇作業場所	ドームの全施設
1 拭き掃除、塵払い	移動し得る備品は移動して塵埃の飛散することのないよう掃除機、モップ、毛ブラシ等を使用し、ていねいに掃除する。
2 研磨作業	床は電動研磨機を用いてポリッシングする。
3 空拭き清掃	階段の手すり、エレベーター塗装部分、掲示板等は、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤にて除去する。
4 壁面等の清掃	廊下等共用部門のガラス壁面、ドア等については、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは、特殊洗剤にて除去する。
5 塵箱の清掃	塵箱は常に清掃する。
6 紙屑、茶殻処理	紙屑はダストカートで所定の場所に集め、茶殻はバケツからポリ袋に入れ替えて搬出する。
7 衛生陶器の洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ等で擦り、汚れを除去し雑巾で拭く。塩酸、磨き砂は使用しない。

8 便所汚物の処理	ポリ袋に入れて所定の場所に運び、乙の責任において完全に処理する。
9 鏡の拭き掃除	柔らかい布で空拭きし、必要に応じて特殊洗剤で磨く。
10 衛生消耗品	トイレットペーパー及び手洗い用石鹸液は、常に各階の便所を点検し、不足分を補充する。

定期清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、休館日に実施するものとする。作業時間は、原則として日常清掃と同じとする。

1 床のワックス仕上げ	移動し得る備品は移動させ、砂、塵芥等はていねいに掃き取った後、中性洗剤を用いて電動自動床洗浄機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良質のワックスをきれいなモップまたは布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後、電動研磨機で艶だし仕上げをする。
2 窓ガラス 及びサッシ清掃	ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
3 照明器具の清掃	アリーナ以外の照明器具の汚れを適性洗剤を用いて取り除き、空拭き仕上げをする。

特別清掃

1 ガラス清掃	四周のガラスのうち、日常清掃又は定期清掃において実施しない高所のガラスについて、外面は水圧洗浄とし、内面はガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
---------	--

清掃業務實施基準表(1/2)

区分 作業内容 場所／面積（㎡） 床仕上げ			1 階																																				
			正面玄関ホール	西玄関ロビー	西口	東口1	東口2	北口	事務室1	事務室2	打合室・書庫	応接室	職員更衣室	医務室	中央監視室	大会議室	小会議室	控室1	控室2	器具庫3	湯沸室	練習室	練習室踏込	幼児室	準備室	準備室踏込	職員用トイレ	ロッカー室	シャワー室	トイレ	多目的トイレ	身障者用ロッカー室	身障者用シャワー室	廊下	A階段ホール	D階段ホール	清掃委託管理室		
			902	153	27	27	27	174×2	28	98	28	21	14	21	22	100	54	59	56	28	3	190	38	42	192	39	18	42×4	16×4	50×4 55×4	7×4	13×2	840	155	155	28			
			長尺塩ビシート														ビニルタイル			長尺塩ビシート			フローリング	長尺塩ビシート他	コルクタイル	長尺塩ビシート			ウレタン樹脂塗床	長尺塩ビシート			ウレタン樹脂塗床	長尺塩ビシート					
日常清掃	床面	掃き掃除、集塵、艶出し	3/週	1/日	3/週				1/日				1/週	1/日	3/週				1/週	1/日	2/週				3/週	1/日	3/週												
		真空掃除																																					
		水ぶき																		1/日						1/日		水洗1/週	3/週										
		見回り、拾い掃き	1/日																										1/日					1/日					
	家具・調度	ほこり払い(机・椅子)	3/週	1/日				1/日				1/週	1/日	3/週					1/週		3/週		1/週		3/週		1/週			1/週			1/週						
		家具拭き掃除	1/週	1/週				1/週				1/週	1/週	1/週					1/週		1/週		1/週		1/週		1/週			1/週			1/週						
		扉・窓・台拭き掃除	1/週	1/週				1/週				1/週	1/週	1/週				1/日	1/週		1/週		1/週				1/週												
		金物磨き	6/年																																				
	内装	間仕切り・扉・ガラス磨き 壁・巾木の汚れとり	6/年(ガラス壁のみ随時)																																				
		壁・天井のほこり払い	1/月																																				
雑作業	紙屑取り捨て	随時	随時				1/日				随時	1/日	3/週					1/日	3/週				1/日	随時															
	茶殻取り捨て																		1/日																				
	手すりの拭き掃除																			1/週																			
	造作・設備のほこり払い		1/日	1/週				1/日				1/週	1/日	2/月				1/日	2/月					2/月															
	マット・靴拭きの掃除	1/週																																					
	排水溝の清掃																																						
	散水作業																																						
	鉢植えの手入れ																																						
	衛生器具	陶器類の清掃																										1/日	3/週										
		汚物処理																									1/日	1/日	3/週										
鏡磨き																										1/週													
衛生消耗品の補給																										1/日	1/日												
定期清掃	床面雑作業	洗浄及び洗浄ワックス塗装	6/年					2/年					3/年					2/年	3/年			3/年										4/年							
		外窓(低所)ガラス磨き	3/年	3/年							3/年							3/年			3/年																		
		灯具・換気孔清掃	1/年																																				

清掃業務実施基準表(2/2)

区分	場所／面積（㎡）	作業内容	2階										3階										外周									
			観客席椅子	観客席フロアー脇階段を含む	東西南北ガラス	東西南北コンコース	スポーツ情報コーナー	A・D階段	B・C階段	E・J階段	多目的トイレ	エレベーター	放送室	多目的プラザ	北ロサービスヤード	駐車場	西玄関周り	正面玄関スロープ	外周東西階段1・2	植栽												
			4704席	2784	1398	2743	6×30	43×2	35×2	22×6	5×2	床4壁6	36	1600	1200	480	1283	688	116	9600												
日常清掃	床面	掃き掃除、集塵、艶出し		1/月		1/月					3/週																					
		真空掃除																														
		水ぶき								3/週																						
		見回り、拾い掃き		1/日		1/日							随時																			
	家具・調度	ほこり払い(机・椅子)	1/月									1/月																				
		家具拭き掃除	6/年																													
		扉・窓・台拭き掃除					1/月				随時		1/月																			
		金物磨き					6/年				6/年																					
	内装	間仕切り・扉・ガラス磨き 壁・巾木の汚れとり		6/年	6/年																											
		壁・天井のほこり払い				1/月																										
	雑作業	紙屑取り捨て									随時		随時																			
		茶殻取り捨て																														
		手すりの拭き掃除	1/月	1/週		1/週																										
		造作・設備のほこり払い		6/年		随時																										
		マット・靴拭きの掃除												1/週																		
		排水溝の清掃												1/月																		
		散水作業																	1/日													
		鉢植えの手入れ																														
		衛生器具	陶器類の清掃									随時																				
	汚物処理										随時																					
	鏡磨き										随時																					
	衛生消耗品の補給										随時																					
定期清掃	床面雑作業	洗浄及び洗浄ワックス塗装			2/年					3/年	2/年																					
		外窓(低所)ガラス磨き		3/年																												
		灯具・換気孔清掃								1/年																						

(1)表中、「随時」とは、汚れていたときに随時清掃実施することです。ドームの利用がある前には清掃していただきます。

(2)大規模なイベント時には、利用者が自ら清掃を行うか又は委託することになります。

四日市ドーム電気機械建築設備保守管理要領（参考）

A. 電気設備

（１）設備概要

- | | |
|-------------|--|
| 1) 受電方式及び電圧 | 1 回線 6. 6 KV |
| 2) 変圧器容量 | 3 2 5 0 KVA |
| 3) 契約電力 | 1 0 7 1 KW（電力会社との協議による）
※令和 2 年度からは目安 1,247KW |
| 4) 非常用発電機 | 3 0 0 KVA |
| 5) 直流電源装置 | MSE－ 2 0 0 AH |
| 6) アリーナ照明 | 平均照度 1 0 0 0 LX |

（２）設備保守要領

- 1) 電気設備機器の運転操作及び監視
- 2) 電気設備機器の維持管理
- 3) 電気設備に関する諸元の計測及び記録
 - ・電力使用量の日報、月報の作成
 - ・電力日誌（定時に於ける記録）
- 4) 日常点検・定期点検及び保全
 - ① 受変電設備
 - ② 配電設備（屋外電線路を含む）
 - ③ 負荷設備
 - ④ 予備発電装置以上①～④は、
別紙「巡視点検測定並びに手入れ基準」(1) ～ (5) による
- ⑤ 放送、電話設備（月 1 回）
 - ・各種簡易機能点検
- ⑥ 時計設備（月 1 回）
 - ・時刻合わせ及び損傷の有無
- ⑦ ITV 設備（月 1 回）
 - ・監視カメラの損傷等の確認
 - ・モニター状況、操作の確認及び調整
- ⑧ トイレ呼出設備（月 1 回）
 - ・機器の損傷、汚損等の確認
 - ・システム異常の有無

B. 機械設備

(1) 設備概要

- 1) アリーナ観客席及び正面玄関空調用冷熱源
直焚吸収式冷温水機 LPG 焚 400USRT 2 基
- 2) アリーナ観客席空調機
送風機 70,000m³/H 還風機 65,200m³/H 4 基
- 3) 正面玄関空調機
送風機 14,200m³/H 2 基
- 4) 諸室冷暖房機
空冷ヒートポンプマルチエアコン及び冷専パッケージ
室外機 耐塩害仕様 13 基
室内機 天井カセット形、天井埋込ダクト型 49 基
床置直吹形 3 基
- 5) 換気用送排風機
軸流ファン、シロッコファン、ラインファン、有圧換気扇
全熱交換型換気扇
- 6) 衛生器具設備
便所（一般：8カ所、職員：2カ所、多目的：6カ所）
シャワー室（一般：4カ所、身障：2カ所）
屋外散水及びスプリンクラー
- 7) 上水引込管口径
100Φ
- 8) 上水用受水槽 （市水）
FRP製パネルタンク 有効容量 18m³ 2 槽
- 9) 雑用水用受水槽 （雨水利用）
地下式コンクリート製水槽 有効容量 600m³
- 10) 加圧給水ポンプユニット 周波数制御による推定末端圧力一定方式
上水系統 740L/min 2台並列3台ローテーション運転 1組
雑用水系統 1,590L/min 2台並列3台ローテーション運転 1組
- 11) 排水方式
建物内は、汚水・雑排水の分流式
- 12) 下水本管放流
汚水・雑排水の合流で150Φ 3カ所
- 13) 給湯設備
ガス瞬間式給湯器（LPG 焚） シャワー 22カ所
電気湯沸器 湯沸室 2カ所
- 14) ガス設備
LPG 供給施設 充填容量 2,440L(予定) 2 基
- 15) 雨水利用設備
屋根に降る雨の4分の1を地下式水槽に集水し、雑用水に利用

(2) 設備保守要領

- 1) 空調関連機器の運転操作及び監視・記録（中央監視室又は空調機械室）
- 2) 外気、アリーナ上部、観客席、正面玄関、西玄関の温湿度及び、冷熱源機の冷温水温度の計測と記録
- 3) 利用予定表に基づく空調関連機器のスケジュール発停（中央監視室）
- 4) ガス給湯器（シャワー室）は、利用に応じ委託者の指示により運転
- 5) 上水取引メーターの検針時立合い及び記録
- 6) LPG 取引メーターの検針時立合い及び記録
- 7) 空調機器の簡易定期点検：3M（損傷、腐食、錆び、油にじみ、熱交換器の霜付き、異音等）
- 8) 緊急遮断弁の動作試験定期点検：1Y

9) 日常点検及び保全

① 冷熱源機及び空調関連機器設備

- ・温度、圧力、流量の確認
- ・運転機器の異音、異常振動の有無
- ・配管接続部及び水槽の、軸封部からの水漏れ確認
- ・本体ケーシング、ダクト接続部の空気漏れ確認
- ・フィルターの洗浄又は交換

① 換気設備

- ・運転機器の異音、異常振動の有無
- ・運転時の定格電流値の確認
- ・ダクト接続部の空気漏れ確認
- ・ベルトのバタツキ確認

② 自動制御設備

- ・操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能確認

③ ダクト設備

- ・空気漏れの確認
- ・吹出口、吸込口の汚れの有無
- ・ダンパー類の作動の良否
- ・塗装の剥離及び損傷等の確認
- ・保温材の剥離及び損傷等の確認
- ・支持金物の緩み、腐食、変形等の確認

④ 給排水設備

- ・運転機器の異音、異常振動の有無
- ・運転時の定格電流値の確認
- ・水槽本体からの水漏れ及び同用架台の発錆等の確認
- ・配管接続部及び軸封部からの水漏れ確認

⑤ 衛生、給湯設備

- ・配管接続部からの水及びガス漏れ確認
- ・ガス燃焼音、炎の色等の燃焼状態の確認
- ・トラップ封水の良否
- ・亀裂、破損等の有無

⑥ 配管設備（高所は除く）

- ・水漏れ及び結露の有無の確認
- ・塗装の剥離及び損傷等の確認
- ・保温材の剥離及び損傷等の確認
- ・配管途中の異音、異常振動の有無

⑦ 水槽類

- ・水槽内の清掃（年1回）
- ・地下式コンクリート製水槽内の清掃（6月1回）
- ・水質検査（6月1回）
- ・残留塩素測定（月1回）

残留塩素	測定周期	7日以内毎に定期的に定点を測定
	奨励値	遊離残留塩素0.1ppm以下
	測定位置	給水配管系統末端の水栓

⑧ 衛生器具（6月1回）

- ・洗浄弁の作動の良否及び水圧、吐水時間の確認

C. 建築設備

(1) 設備概要

1) アリーナの吊りバトン

カーテン用、照明用、国旗用、防球ネット用、スピーカ用の各種バトンがあり、電動昇降式となっている。操作は放送室及びアリーナ内の移動式操作盤の2ヵ所から可能。
上記以外は専門業者の定期点検によるものとする。

2) エレベータ

乗用（展望用、車いす兼用）24人乗り、油圧式が南西、南東の2ヵ所に設置されている。
上記以外は専門業者の定期点検によるものとする。

3) 排煙、換気用窓用オペレータ設備

アリーナ上部に20カ所、下部に同じく20カ所の排煙窓がある。常時は換気用として電動開閉し、火災時には煙感連動にて開閉するようになっている。
この他に1階練習室、西玄関上部等に手動による開閉窓があり、アリーナ南北面には手動式ルーバがある。

3) オートドア（年4回）

西玄関に1カ所オートドアがある。

(2) 設備保守要領

1) 建築設備の運転操作

2) 建築設備の維持管理

3) 日常点検及び保全

①吊りバトン

- ・ワイヤロープ、滑車類、吊りパイプフレームの点検
- ・電動機、制御盤の点検
- ・機械台枠の点検
- ・窓の開閉状況の確認
- ・制御盤の電源の確認

上記以外は専門業者による定期点検の実施

②エレベータ

- ・かご内の汚損、損傷等の有無
- ・操作スイッチ及び表示部の汚損、損傷、球切れ等の有無
- ・制御盤の電源の確認

上記以外は専門業者による定期点検の実施

③排煙、換気窓及びオペレータ

- ・窓の開閉状況の確認
- ・制御盤の電源の確認

上記以外は専門業者による定期点検の実施

④オートドア（年4回）

- ・開閉状況の確認
- ・ドアの汚損、損傷、変形、異音の有無

上記以外は専門業者による定期点検の実施

四日市ドーム電気機械建築設備主要設備一覧

A. 電気設備

機 器 名 称	内 容	台数	用 途
乾式変圧器	3Φ 500KVA 6KV / 210V	2	アリーナ照明、動力
	3Φ 500KVA 6KV / 420V	3	空調動力、イベント電源
	3Φ 150KVA 6KV / 210V	1	保安動力
	1Φ 100KVA 6KV / 210 / 105V	1	アリーナ音響
	1Φ 200KVA 6KV / 210 / 105V	1	電灯
	1Φ 300KVA 6KV / 210 / 105V	1	電灯
	スコット 75KVA 210V / 210 / 105V	1	保安照明
電力用コンデンサ	3Φ 100KVA 6KV	3	力率改善
直列リアクトル	3Φ	3	コンデンサ保護
真空遮断機	3Φ 7.2KV600A 12.5KA	1	
	3Φ 7.2KV400A 8KA	2	
双頭開閉器	DTMC 3Φ 3P300A	1	
	DTMC 3Φ 3P600A	1	
高圧交流開閉器	LBS 3Φ 7.2KV200A	10	
発電機	屋内用キュービクル式 3Φ 300KVA 220V	1	非常用
同上用ラジエータ	屋外用 FAN0.75KW X4 台	1	
燃料小出槽	900 リットル A 重油	1	
直流電源装置	屋内型キュービクル式 鉛蓄電池 54 セル MS E-200AH	1	非常照明
イベント変圧器	H種乾式 灯動兼用 100KVA 420 / 210 / 210-105V	5	イベント電源取出用
イベント用移動分電源	コンセント 2P15A X16 4P50A X 4	4	イベント電源盤
アリーナ照明	メタルハライドランプ 1KW アリーナキャットウォークに取付	300	
演出照明	スポットライト 1KW フライダクトに取付	24	

B. 機械設備

(1/3)

機 器 名 称	内 容	台数	用 途
直焚吸収式 冷温水器	LPG 焚二重効力 冷凍能力 400USRT 加熱能力 1,357,000kcal/H 電 源 15.1KVA 3Φ 400V	2	アリーナ客席及び南玄関空調用冷熱源機
冷却塔	開放式超低音形（内部配管型） 冷却能力 2,244,000kcal/H 電 源 5.5kw × 3 台 3Φ 400V	2	上記冷熱源機用
冷却水ポンプ	片吸込渦巻型ポンプ 6,800L/min × 37.0kw 3Φ 400V	2	上記冷熱源機用
冷温水 1 次ポンプ	片吸込渦巻型ポンプ 4,032L/min × 15.0kw 3Φ 400V	2	上記冷熱源機用
冷温水 2 次ポンプ	片吸込渦巻型ポンプ 2,180L/min × 22.0kw 3Φ 200V	1	上記冷熱源機用
補給水加圧 給水ユニット	ステンレス製 並列交互運転 100L/min × 0.4kw × 2 台 3Φ 200V	1	冷温水系補給水
空気調和機	送風機 70,000m ³ /H × 55.0kw 3Φ 400V 還風機 65,200m ³ /H × 37.0kw 3Φ 400V 自動巻取形エアフィルター付	4	アリーナ観客席空調
空気調和機	送風機 14,200m ³ /H × 7.5kw 3Φ 200V	2	アリーナ正面玄関空調
空冷ヒートポンプマルチ エアコン室外機	耐塩害仕様 3Φ 200V 冷房能力 14.0kw ～ 56.0kw 暖房能力 16.0kw ～ 63.0kw	10	諸室用冷熱源機
空冷ヒートポンプマルチ エアコン室内機	天井カセット形 1Φ 200V	47	諸室冷暖房
空冷ヒートポンプマルチ エアコン室内機	天井埋込ダクト形 1Φ 200V	2	諸室冷暖房
空冷パッケージ	床置直吹型 年間冷房 冷房能力 20.0kw ～ 40.0kw 3Φ 200V	3	音響、映像機器室 冷房 電気室 冷房
送排風機	軸流ファン 1.5kw ～ 7.5kw 3Φ 200V	4	換気用
送排風機	片吸込シロッコファン 0.75kw ～ 3.7kw 3Φ 200V	22	換気用
送排風機	ライトファン 0.4kw ～ 1.5kw 3Φ 200V	9	換気用

機 器 名 称	内 容	台数	用 途
送排風機	ダクトファン 50W ～ 200W 1Φ 100V	11	換気用
送排風機	有圧型換気扇 0.2kw 3Φ 200V	1	換気用
送排風機	換気扇 31w 1Φ 100V	1	換気用
循環送排風機	両吸込シロッコファン 3.7kw 5.5kw 3Φ 200V	6	アリーナ観客席空調用
全熱交換型換気扇	天井カセット型 1Φ 100V	7	諸室換気用
全熱交換型換気扇	天井埋込型 1Φ 100V	19	諸室換気用

機 器 名 称	内 容	台数	用 途
上水用受水槽	FRP 製パネルタンク 2 槽式 有効容量 8m ³ × 2 槽	1	洗面、湯沸、シャワー 屋外散水及び スプリンクラー用
雑用水用受水槽	コンクリート製地下式水槽 (建物地下基礎部空間を利用) 有効容量 500m ³	1	雨水利用 便所洗浄水及び 屋外散水の一部
加圧吸水ポンプ ユニット	上水用 周波数制御による推定末端圧力 一定方式 740L/min × 5.5kw × 3 台 3Φ 200V 2 台並列 3 台ローテーション運転	1	上水系
加圧吸水ポンプ ユニット	雑用水 周波数制御による推定末端圧力 一定方式 1,590L/min × 11.0kw × 3 台 3Φ 200V 2 台並列 3 台ローテーション運転	1	雑用水系
給湯循環ポンプ	SUS 製 80w 1Φ 100V	2	シャワー室給湯用
排水ポンプ	水中ポンプ 0.75kw ～ 15.0kw 3Φ 200V	26	地下水槽排水用
移送ポンプ	片吸込渦巻型ポンプ 700L/min × 2.2kw 3Φ 200V	2	雨水移送用
ガス瞬間式給湯器	LPG 焚屋外壁掛型 加熱能力 55 号 × 3 台 (マルチ設置)	2 組	シャワー室給湯用
電気湯沸器	屋内壁掛貯湯型 貯湯量 20L 1.5kw 1Φ 100V	1	湯沸室給湯用
電気湯沸器	流し台下設置貯湯型 貯湯量 20L 1.5kw 1Φ 100V	1	清掃員控え室給湯用
自動スクリーン	処理水量 240m ³ /H 目 幅 5 mm 電 源 0.04kw 3Φ 200V	2	雨水の塵除却用

C. 建築設備

機 器 名 称	内 容	台数	用 途
ボタン関連機器			
フロアムカーテン	電動ドラム巻取り式	3	
ライトボタン	〃	4	
センターボタン	〃	4	
国旗用ボタン	〃	1	
防球ネット用ボタン	〃	9	
ステージスピーカ昇降装置	〃	2	
サテライトスピーカ昇降装置	〃	17	
エレベータ	乗用 24 人 45m/min 油圧式 乗合全自動方式 停止箇所 1、2 階	2	
排煙、換気窓用 オペレータ			
手動式オペレータ		12	
電動式オペレータ	煙感知器連動またはスイッチ操作 モータ台数 20 台	6	
手動式ルーバ開閉 装置		24	
ドアエンジン		1	

巡視点検測定並びに手入れ基準(1)

項目		外部一般点検			定期巡視点検手入れ			精密点検手入れ			測定		
対象		No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	測定項目
受 変 電 設 備	断 路 器	1	毎月	受と刃の接続、 過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の 接触、過熱、ゆるみ、 荒れ具合	1			1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	汚損、異物付着	2		汚損、亀裂				2		その他必要事項
		3	毎月	その他必要事項	3		操作装置の摩耗						
					4		その他必要事項						
	遮 断 機	1	毎月	外観点検、汚損 ガス・空気・油漏れ、 亀裂、過熱、 発錆、損傷、異常音、 各種圧力指示、点灯、異臭	1	1年	停止して外部の損傷、 腐食、過熱、油量、 発錆、変形、ゆるみ	1	*	停止して内部について 接触子の荒れ具合、 ゆるみ、変形、焼損、 損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月		2	1年	操作具合、機構	2	*	操作機構および付 属装置の各部点検	2	1年	絶縁抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	*	遮断速度測定 (開極投入時間最 小動作電圧及び電流の 測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	油の汚れ、必要により その特性調査				4	1年	遮断機動作特性
					5	1年	接地線接続部	4	1年	その他必要事項	5	5年	真空バルブの劣化 測定
					6	1年	制御回路の機能				6	1年	保護継電器の動作 特性
					7	1年	その他必要事項				7	1年	ガス圧測定
											8	1年	その他必要事項
	母 線	1	毎月	必要により特定部位 のものについて行う。 (点検箇所、ねらいは 定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、 他物との離隔距離、 腐食、損傷、過熱	1		必要により特定対策を 定めて行う(点検箇所、 ねらいは定期巡視点検 より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	接続部分、クランプ 類の腐食、損傷、過熱、 ゆるみ	2	1年	その他必要事項	2	1年	その他必要事項
					3	1年	がいし類、支持物の 腐食、損傷、変形、 ゆるみ						
					4	1年	その他必要事項						
	受 電 用 変 圧 器	1	毎月	本体の外部点検 漏油、損傷、汚損、 変形、ゆるみ、発錆、 腐食、振動、音響、 油量、温度、各種圧力	1	1年	停止して外部の損傷、 腐食、発錆、ゆるみ、 変形、亀裂、汚損、 油量	1	5年	停止して内部について 点検(コイル接続部 リード線、鉄心その他 各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	付属装置の点検 動作点検、取付状態	2	1年	付属装置各部の点検 (機能、および状態)		10年		2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要により 特性調査	2	5年	付属装置および機 器の内部点検	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	接地線接続部	3	1年	その他必要事項	4	1年	保護継電器の動作 特性
					5		その他必要事項				5	1年	絶縁油レベル測定
											6	1年	ガス圧測定
											7	1年	その他必要事項

[illegible]

巡視点検測定並びに手入れ基準(3)

項目		外部一般点検			定期巡視点検手入れ			精密点検手入れ			測定		
対象		No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	点検箇所 ねらい	No	周期	測定項目
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器	1	毎月	受変電設備用と同じ。	1	1年	受変電設備用と同じ。			受変電設備用と同じ。			受変電設備用と同じ。
		・遮断器 ・開閉器類											
		1	毎月	受変電設備用と同じ。	1	1年	受変電設備用と同じ。			受変電設備用と同じ。			受変電設備用と同じ。
		・配電用変圧器											
		1	毎月	必要により特定範囲のものについて行う。	1	1年	母線、がいし、クランプ類、支持物などは受変電設備用に準じて行う。（停止せず）	1	2年	必要により特定対象を定めて行う。（この場合停止する）	1	1年	絶縁抵抗測定
		・その他付属設備						2	1年	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項			
	電線及び支持物	1	毎月	電線高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食	1	3～5年	木柱の強度チェック	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	標識保護柵の状況	2	1年	電線取付状態、弛度	2	3～5年	必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所部位は定期巡視点検より抜粋）	2	1年	その他必要事項
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項			
	ケーブル	1	毎月	ヘッド、接続箱分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食亀裂、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う。（点検箇所部位は定期巡視点検より抜粋）	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	毎月	布設部の無断堀削	2	1年	その他必要事項	2	3～5年	地盤沈下の影響	2	1年	接地抵抗測定
		3	毎月	標識他物との離隔距離				3	1年	その他必要事項	3	1年	その他必要事項
		4	毎月	その他必要事項									
			毎日	巡視点検									
	・配電設備全般												
	負荷設備	電動機その他回転機	1	毎月	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。	1	3月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。温度上昇等を考慮して内部分解点検、コイル、軸受け、通風付属装置などの手入れ	1	1年
2			毎月	その他必要事項	2	1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う。				2	1年	接地抵抗測定
											3	1年	その他必要事項

[illegible]

[illegible]

四日市テニスセンター 自家用電気工作物保安業務(参考)

点検に必要な図面(単線結線図、盤外形図)は管理者より提供する。

(1) 年次点検

- ・ 点検対象

高圧盤	1面
低圧盤	2面
分電盤(照明)	12面
分電盤(動力)	2面
- ・ 点検内容
 - 接地抵抗測定
 - 絶縁抵抗測定
 - 漏電警報器動作試験
- ・ 絶縁抵抗測定は、各盤にて行うこととする。
- ・ 主幹測定で行い、測定値が異常値であれば、追跡測定を行うこととする。
追跡測定を実施した結果、メガ測定が出来ない個所(メガ測定に耐えられない機器が設置してある場合)については、その手前までの追跡とする。
- ・ 接地抵抗測定は、接地抵抗が設置してある場所2箇所での測定になります。
- ・ 点検報告書作成・提出 2式 (管理者用、電気主任技術者用)

(2) 月次点検

- ・ 点検対象

高圧盤	1面
低圧盤	2面
分電盤(照明)	12面
分電盤(動力)	2面
- ・ 点検内容
 - 外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損の異常
 - 変圧器、接続部の過熱、変色、ゆるみ、取付状況の異常
 - 変圧器、接続部の温度測定
 - 計器及び表示灯類の異常
 - 開閉器の点検
 - 保護柵の状況の確認
- ・ 点検は目視によるものとする。
- ・ 温度測定は表面温度測定器を用い測定する。
- ・ 点検報告書作成・提出 2式 (管理者用、電気主任技術者用)

空調制気口リスト

(1/2)

室名	系 統	吹 出 口			系 統	吸 込 口			備 考
	換 気	型 式	寸 法	個数	換 気	型 式	寸 法	個数	
大会議室	HEA-6×2	VHS	300×300	4	HEA-6×2	GVS	300×300	4	
小会議室	HEA-6	VHS	300×300	2	HEA-6	GVS	300×300	2	
女子トイレ1					FE-8	GVS	350×300	2	
男子トイレ1					FE-8	GVS	300×250	2	
障害者更衣室1					FE-14	GVS	200×150	1	
障害者シャワー1					FE-14	GVS	150×150	1	
ロッカー室1	HEA-4	VHS	300×300	1	HEA-4	GVS	300×300	1	
ロッカー室2	HEA-4	VHS	300×300	1	HEA-4	GVS	300×300	1	
シャワー室1					FE-12	GVS	150×150	5	
シャワー室2					FE-12	GVS	150×150	5	
シャワー室1トイレ					FE-12	GVS	150×150	1	
シャワー室2トイレ					FE-12	GVS	150×150	1	
女子トイレ2					FE-8	GVS	300×300	2	
男子トイレ2					FE-8	GVS	250×250	2	
多目的トイレ1					FE-8	GVS	200×200	1	
事務室2	HEA-5	VHS	250×250	2	HEA-5	GVS	250×250	2	
事務室1	HEA-2	機器付属		1	HEA-2	機器付属		1	本体カセット型
打合室・書庫	HEA-2	機器付属		1	HEA-2	機器付属		1	本体カセット型
職員更衣室(女)					FE-15	GVS	150×150	1	
職員更衣室(男)					FE-15	GVS	150×150	1	
応接室	HEA-1	機器付属		1	HEA-1	機器付属		1	本体カセット型
医務室	HEA-1	機器付属		1	HEA-1	機器付属		1	本体カセット型
中央監視室	HEA-1	機器付属		1	HEA-1	機器付属		1	本体カセット型
女子トイレ3					FE-8	GVS	300×300	2	
男子トイレ3					FE-8	GVS	250×250	2	
多目的トイレ2					FE-8	GVS	200×200	1	
湯沸室					FE-16	GVS	150×150	1	
職員用トイレ(男)					FE-11	GVS	200×150	2	
職員用トイレ(女)					FE-11	GVS	200×150	2	
控室1	HEA-5	VHS	250×250	2	HEA-5	GVS	250×250	2	
控室2	HEA-5	VHS	250×250	2	HEA-5	GVS	250×250	2	
器具庫3	HEA-2	機器付属		1	HEA-2	機器付属		1	本体カセット型
清掃委託管理室	HEA-2	機器付属		1	HEA-2	機器付属		1	本体カセット型

空調制気口リスト

(2/2)

室名	系 統	吹 出 口			系 統	吸 込 口			備 考
	換 気	型 式	寸 法	個数	換 気	型 式	寸 法	個数	
女子トイレ4					FE-8	GVS	350×300	2	
男子トイレ4					FE-8	GVS	300×250	2	
ロッカー室3	HEA-4	VHS	300×300	1	HEA-4	GVS	300×300	1	
ロッカー室4	HEA-4	VHS	300×300	1	HEA-4	GVS	300×300	1	
シャワー室3					FE-12	GVS	150×150	5	
シャワー室4					FE-12	GVS	150×150	5	
シャワー室3 トイレ					FE-12	GVS	150×150	1	
シャワー室4 トイレ					FE-12	GVS	150×150	1	
身障者更衣室2					FE-14	GVS	200×150	1	
身障者シャワー室2					FE-14	GVS	150×150	1	
幼児室	HEA-3	VHS	250×250	1	HEA-3	GVS	250×250	1	
準備室	HEA-7×4	VHS	350×350	4	HEA-7×4	GVS	350×350	4	
練習室	HEA-7×4	VHS	350×350	4	HEA-7×4	GVS	350×350	4	
女子トイレ5					FE-8	GVS	350×300	2	
男子トイレ5					FE-8	GVS	300×250	2	
女子トイレ6					FE-8	GVS	300×300	2	
男子トイレ6					FE-8	GVS	250×250	2	本体カセット型
多目的トイレ3					FE-8	GVS	200×200	1	本体カセット型
女子トイレ7					FE-8	GVS	300×300	2	
男子トイレ7					FE-8	GVS	250×250	2	
多目的トイレ4					FE-8	GVS	200×200	1	本体カセット型
女子トイレ8					FE-8	GVS	350×300	2	本体カセット型
男子トイレ8					FE-8	GVS	300×250	2	本体カセット型
正面玄関	AC-5・6※2	C2	#25	22	AC-5・6※2	GVS	1400×900	4	
正面玄関	AC-5・6※2	自動偏向ノズル	No.10	12	FE-9 ×2	GVS	500×450	4	
南コンコース※1	AC-1・4※2	E2	#25	28	AC-1・4※2	ガラリ・建築工事	1.2㎡	4	
南コンコース※2	AC-1・4※2	長方形自動 偏向ノズル	700×200	28					
多目的トイレ5					FE-13	GVS	200×200	1	
多目的トイレ6					FE-13	GVS	200×200	1	
放送室	CID-7 ※2	VHS	550×550	2	FE-15	GVS	200×200	1	
放送室					AC-5・6※2	H(フィルター付)	700×400	2	

※1(スポーツ情報コーナー)を含む

※2空調

灯 具 数 (1/2)

室名	
事務室1	1A/6 1B/2
事務室2	1A/20 1B/4 4B/1
打合室・書庫	1A/6 36A/1
職員更衣室(女)	3B/1
職員更衣室(男)	3B/1
応接室	6A/9 36A/1
医務室	1E/3 1F/1
中央監視室	3A/5 3D/1
大会議室	1C/20 1D/4 17A/14
小会議室	1C/10 1D/2
湯沸室	3B/1 13A/1
幼児室	4e/16 20A/16 11A/3 36A/2 11A/10 36A/3
準備室	11A/10 36A/2 10A/23 31B/6
練習室	12B/36 31B/6
職員用トイレ(男)	4A/2 20A/2
職員用トイレ(女)	4A/2 20A/3
控室1	7A/6 36B/2
控室2	7A/6 36A/2
器具庫3	3A/2 3D/2
音響調整室	5A/4
放送室	27A/8 36A/4 30A/4
清掃委託管理室	3A/2 3D/2
正面玄関	16A/54 4A/38 36A/12 24A/6 12A/32 31A/10 23A/10
西玄関	14A/18 18A/8 36A/5 24A/3
西口	15A/12 23B/3 36A/1
東口1	15A/12 23B/3 36A/1
東口2	15A/12 23B/3 36A/1
北口1	16A/8 36A/4
北口2	16A/8 36A/4
南コンコース	28A/18
廊下	①15A/22 36A/2 ②4A/23 15A/2 ③15A/12 36A/1 ④4A/22 36A/3 ⑤15A/12 36A/1 ⑥4A/23 36A/6 15A/2 ⑦15A/22 36A/2 ⑧15A/22 36A/2 ⑨11A/12 36A/1 ⑩15A/12 36A/1 ⑪15A/22 36A/2

灯 具 数 (2/2)

室名	
女子トイレ1	4A/10 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ1	4A/6 19A/5 19B/2 20A/2 21A/1
女子トイレ2	4A/14 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ2	4A/12 19A/6 19B/1 20A/2 21A/1
女子トイレ3	4A/14 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ3	4A/12 19A/6 19B/1 20A/2 21A/1
女子トイレ4	4A/10 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ4	4A/6 19A/5 19B/2 20A/2 21A/1
女子トイレ5	4A/10 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ5	4A/6 19A/5 19B/2 20A/2 21A/1
女子トイレ6	4A/14 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ6	4A/12 19A/6 19B/1 20A/2 21A/1
女子トイレ7	4A/14 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ7	4A/12 19A/6 19B/1 20A/2 21A/1
女子トイレ8	4A/10 19A/6 20A/4 21A/1
男子トイレ8	4A/6 19A/5 19B/2 20A/2 21A/1
多目的トイレ1	20A/2
多目的トイレ2	20A/2
多目的トイレ3	20A/2
多目的トイレ4	20A/2
多目的トイレ5	29A/1
多目的トイレ6	29A/1
ロッカー室1	
シャワー室1	4A/20 20A/4 30A/6
シャワー室1 トイレ	
ロッカー室2	
シャワー室2	4A/20 20A/4 30A/6
シャワー室2 トイレ	
ロッカー室3	
シャワー室3	4A/20 20A/4 30A/6
シャワー室3 トイレ	
ロッカー室4	
シャワー室4	4A/20 20A/4 30A/6
シャワー室4 トイレ	
障害者更衣室1	
障害者シャワー1	23B/2
身障者更衣室2	
身障者シャワー2	23B/2

四日市ドーム 油圧式昇降機保守点検委託仕様書(参考)
(油圧式エレベーター POG)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 油圧式昇降機保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

- (1) 定期的(2ヶ月に1回)に技術員を派遣し機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整、清掃を行う。
- (2) 点検の対象箇所、機器名及び内容については別紙「点検範囲」の通りとする。
- (3) 点検の都度「作業報告書」を提出する。

2. 品質検査

定期的に昇降機の総合的な確認をする検査を行う。

3. 故障対応

故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう、24時間専門技術者が待機する。

4. 法令に基づく検査の立会い

建築基準法第12条による定期検査又は労働安全衛生法第41条による性能検査の立会いを行う。

5. 維持管理の情報サービス

安全確保、正しい利用法についてのPR及び関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行う。

6. 作業中の運転休止

点検等作業中は昇降機の運転を休止することがある。

7. 仕様書の適用

本仕様書は法令に定める竣工検査後、20年間に行う点検を予測し作成している。

8. その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

点検範囲
(油圧式エレベーターPOG)

項目	点検項目
油圧パワーユニット (電動機)	1. バルブの取付状態、油圧異常の有無 2. 電磁コイルの動作状態 3. Vベルト、プーリーの異常の有無、摩耗状態 4. 電動機、ポンプの固定状態 5. カップリングの摩耗状態、損傷の有無 6. サクションフィルターの損傷の有無 7. ストレーナーの損傷の有無 8. サイレンサーの固定状態、汚損の有無 9. 圧力計の取付状態、圧力異常の有無
油圧回路部品	10. ラジエータ放熱管の取付、放熱の状態 11. ラジエータファンの変形の有無 12. ラジエータの固定状態、損傷の有無 13. ラジエータポンプの動作状態 14. フィルターエレメントの損傷の有無 15. バルブの取付状態 16. サーモスイッチの動作状態 17. 圧力ホースの取付状態、損傷の有無
流量制御装置	18. ネジ棒、移動ナットの緩みの有無 19. フローコントロールバルブの取付状態 20. Oリングの取付、摩耗状態 21. ネジ棒の変形の有無、摩耗状態及び給油 22. スイッチ部の固定状態、損傷の有無 23. オイルシールの摩耗状態 24. チェーンの摩耗状態、損傷の有無及び給油 25. カップリングの摩耗状態、損傷の有無及び給油 26. 軸受の摩耗状態、損傷の有無及び給油 27. 整流子の摩耗状態、条痕の有無 28. ブラシの摩耗状態、損傷の有無 29. ブラシ保持器の取付状態
オイルタンク	30. タンクの固定状態 31. 作動油の劣化の有無 32. 油量の状態、フィルター汚損の有無
油圧ジャッキ	33. Oリングジャッキの固定状態 34. パッキンの亀裂、発錆及び損傷の有無 35. バックアップリングブランジャーの表面の損傷の有無 36. グランドメタルの油膜の状態、劣化の有無 37. 防振ゴムの空気混入の有無 38. ブランジャーボルト、ナット類の緩みの有無
受電盤 制御盤 起動盤 信号リレー盤	39. 各部の動作、取付状態 40. 接点の摩耗状態 41. 端子の緩みの有無 42. ヒューズの劣化の有無 43. 配線の取付状態 44. 絶縁の取付状態
調速機 及び 張り車不可平衡秤装置	45. 各部の動作、取付状態 46. シープの摩耗状態 47. 軸受、ピンの給油 48. 端子の緩みの有無 49. 接点の摩耗状態 50. チェーンの給油

項目	点検項目
位置知らせ操作器 及び 信号操作器	51. 各部の動作、取付状態 52. 接点の摩耗状態 53. 端子の緩みの有無 54. チェーンの劣化の有無
昇降路関係	55. 各ロープの取付、摩耗状態 56. スイッチ、接点の動作、摩耗状態 57. レールの変形の有無、取付及び摩耗状態、給油 58. スチールテープの取付状態 59. 各部配線の状態
乗場ドア	60. ドアレールの取付、摩耗状態 61. ドアリング、ドアローラーの摩耗状態、給油 62. 戸当りゴムの摩耗状態 63. ドアロープの取付、摩耗状態
乗場位置知らせ	64. ランプ切れの有無、取付状態 65. 配線、端子の緩みの有無
乗場押しボタン	66. ランプ切れの有無、取付状態 67. 配線、端子の緩みの有無 68. 押しボタンの破損の有無、動作状態
ドア開閉装置	69. 各部の動作、取付状態 70. 電動機の動作状態 71. 軸受、ピン及びブッシュの給油 72. スイッチ、端子の緩みの有無、動作状態 73. 絶縁の取付状態
ドアロック装置	74. 各部の動作、取付状態 75. 各部の給油 76. カムの動作状態
かごドア	77. 各部の動作、取付状態 78. 各部の給油 79. 安全スイッチの動作状態 80. 配線、端子の緩みの有無 81. レールの取付、摩耗状態 82. ドアリンク、ドアシュー及び戸当たりゴムの摩耗状態
かご上下各機器	83. ガイドシュー、シューメタルの摩耗状態 84. オイラーフェルトの摩耗状態 85. 安全スイッチの動作状態 86. 着床リレーの動作状態 87. 非常止めの動作、取付状態 88. ケーブル類の取付状態
かご関係	89. 押しボタン、コイル、スイッチ及びソケット類の破損の有無、取付状態 90. ランプ切れの有無、取付状態 91. かご床秤装置の動作、取付状態 92. インターホンの動作状態 93. 蛍光灯の切れ、不良の有無及び取付状態 94. ファンの動作状態、取付状態
機械室内	95. 出入口の扉、窓の開閉機能、施錠状態の動作状態 96. 天井、壁及び床の水漏れの有無 97. ファンの動作状態、室温の異常の有無 98. 照明、コンセントの異常の有無 99. 消火器の不良の有無、手巻きハンドル及び備品等の整理
その他	100. その他上記に記載されていないエレベーター運行機能に関する動作、取付状態

四日市ドーム 防災設備保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 防災設備点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

(1) 消防設備の点検内容及び方法は、消防庁告示第 1 4 号 (昭和 5 0 年 1 0 月 1 6 日付) による基準に基づき、外観・機能及び総合点検を行うこと。

(2) 防排煙、非常照明設備の点検内容及び方法は、建築基準法に基づき、外観・機能点検を年 2 回行うこと。

(3) 点検する設備は下記の設備とする。

- ア. 自動火災報知設備
- イ. 非常放送設備
- ウ. 誘導灯設備
- エ. 屋内・屋外消火栓設備
- オ. 消火器設備
- カ. ガス漏れ警報設備
- キ. 防火・防排煙設備
- ク. 非常照明設備

以上 8 設備

(4) 点検業務中において不具合が発見された場合には、清掃、補充、調整等を行い、非常時に充分機能を発揮するように整備を行うこと。

2. 点検周期【法定点検】

6 ヶ月毎の機器点検と 年 1 回の総合点検を実施する。

3. 点検技術者

業務を担当する設備点検技術者は有資格者及び専門技術者とする。

4. 作業実施日

点検日、作業時間等を委託者と協議し作業予定表を作成提出し、委託者の承認を得た後着手すること。また、作業が数日にわたる場合には、1 日の作業終了後確実に復旧し使用に支障の無いようにすること。

5. その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

自家発電設備の負荷運転について

1. 自家発電設備の負荷運転及び内部監察等の点検周期を6年に1回とする。

①負荷運転の点検方法として、疑似負荷装置、実負荷等により定格回転速度及び定格出力以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。

②内部監察等の確認としては

- ・過給機コンプレッサ翼及びタービン翼並びに排気管等の内部監察
- ・燃料噴射弁等の動作確認
- ・シリンダ摺動面の内部監察
- ・潤滑油の成分分析
- ・冷却水の成分分析

2. 点検周期を6年に1回とした場合の運転性能の維持に係る予防的保全策

①1年毎に確認すべき事項

- ・予熱栓が設けられている場合は、発熱部の断線、変形、絶縁不良の有無の確認。
- ・点火栓が設けられている場合は
 - ア. 電極に異常な消耗の有無の確認。
 - イ. プラグキャップ値が製造者の指定範囲であることの確認。
 - ウ. 異常なカーボン付着が無いの確認。
- ・冷却水ヒータが設けられている場合は
 - ア. 冷却水ヒータケース外周又は近傍の配管等に触れ温度の異常の有無の確認
 - イ. テスタにて冷却水ヒータの断線の有無の確認。
- ・潤滑油プライミングポンプが設けられている場合
 - ア. 潤滑油プライミングポンプが正常に作動していることを確認。

②製造者が設定する推奨交換期間内に交換する部品

- ア. 潤滑油
- イ. 冷却水
- ウ. 燃料フィルター
- エ. 潤滑油フィルター
- オ. ファン駆動用Vベルト
- カ. 冷却水用等のゴムホース
- キ. 燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いられるシール材
- ク. 始動用蓄電池

各 設 備 数

1. 自動火災報知設備

R-21複合受信機 (AD 510)	1台
中継器盤	4台
R型表示機	1台
煙感知器 (ツインアラーム)	5個
光電式分離型感知器 (LS)	42個
ATF煙感知器	45個
定温式スポット型感知器	154個
煙感知器	145個
R型発信器	24個
表示灯	32個
消火栓連動リレー箱	1台
常用電源	1式
予備または非常用電源	1式
配線	1式

2. 防火・防排煙設備

連動操作盤 (15回線)	1台
防火扉	10台
防火シャッター	8台
常用電源	1式
予備又は非常用電源	1式

3. ガス漏れ警報設備

ガス緊急遮断弁(制御盤・感震器・検知器)	2組
----------------------	----

4. 非常放送設備

増幅器 (出力1500W)	1台
スピーカー回線 (40回線)	1式
自動火災報知設備連動	1式
スピーカー (高天井)	28個
スピーカー	96個
電源制御装置	8個
音量調整器	26個
常用電源	1式
予備または非常用電源	1式
配線	1式

5. 誘導灯設備

誘導灯（中型）	56台
誘導灯（小型）	53台
客席誘導灯	325台
誘導灯信号装置	2台
点滅灯具	34台
他設備との連動試験	1式
常用電源	1式

6. 非常照明設備

非常照明（40W蛍光灯）	23台
非常照明（ダウンライト）	61台
非常照明（高天井）	32台
他設備との連動試験	1式
常用電源	1式

7. 消火器

小型粉末消火器（10型）	69台
--------------	-----

8. 屋内・屋外消火栓設備

加圧送水装置	1台
呼水槽	1台
操作盤	1面
屋内消火栓	13台
屋外消火栓	8台
起動用押釦	21台
表示灯	21台
警報盤	1面

四日市ドーム特殊建築物定期報告業務委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム
所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地
延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²
建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造) 、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 特殊建築物定期検査報告業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

特殊建築物等定期調査報告 (3 年に 1 回)

建築設備 (敷地・構造・防火・避難施設・衛生) について、特殊建築物調査資格者のもとに調査し、特定行政庁に報告を行う

(1) 調査項目

- ・ 定期調査の総括
- ・ 建築設備等の設置・点検状況
- ・ 関連図書の整備状況
- ・ 敷地の状況
- ・ 一般構造の状況
- ・ 構造強度の状況
- ・ 耐火構造等の状況
- ・ 避難施設等の状況

(2) 行政への報告

- ・ 定期調査報告書 (概要書、図面含む) 2 部作成・報告
- ・ 報告書 (報告指定書式による)
- ・ 図面
- ・ 報告先 : 特定行政庁 (三重県知事)

(3) その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、指定管理者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

四日市ドーム 建築設備定期検査報告業務委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム
所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地
延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²
建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 建築設備定期検査報告業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

建築設備定期検査報告 (年 1 回)

建築設備 (換気設備・排煙設備・非常照明) について、建築設備検査資格者のもとに検査し、特定行政庁に報告を行う

(1) 検査項目

- ・定期検査の総括
- ・建築設備等の概要
- ・関連図書の整備状況
- ・換気設備の状況
- ・排煙設備の状況
- ・非常用照明装置の状況
- ・大臣認定及び各種検証

(2) 行政への報告

- ・定期検査報告書 (概要書、図面含む) 2 部作成・報告
- ・報告書 (報告指定書式による)
- ・図面
- ・報告先 : 特定行政庁 (三重県知事)

(3) その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

四日市ドーム防火設備定期検査業務委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造) 、地下 1 階、地上 3 階

防火設備定期検査報告 (1 年に 1 回)

建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、国及び特定行政庁の指定により対象となる防火設備は、「防火設備定期検査」を実施し特性行政庁へ報告する。

(1) 対象設備

火災時に煙や熱で感知して閉まる随時閉鎖式の防火設備

設備名	数量
防火戸	9 面
防火シャッター	8 面
感知器点検	一式

(2) 行政への報告

- ・定期調査報告書 (概要書、図面含む) 2 部作成・報告
- ・報告書 (報告指定書式による)
- ・図面
- ・報告先 : 特定行政庁 (三重県知事)

(3) その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、指定管理者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

四日市ドーム 防火対象物定期点検委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム
所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地
延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²
建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 防火対象物定期点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

消防法第 8 条の 2 の 2 に基づき（防火対象物点検報告制度）、防火対象物における火災の予防に関する専門的な知識を有する者で総務省が定める資格を有する防火対象物点検資格者が四日市ドームの防火管理上必要な業務等について点検（年 1 回）するとともにその結果を所轄の消防長又は消防署長へ報告する。

（1）点検項目

- ・帳票類確認点検
- ・防火管理者の選任の有無
- ・防火管理に係わる消防計画の有無等
- ・現地防火点検（消防設備、避難設備、避難通路等）

（2）消防への報告

- ・防火管理定期点検報告書 2 部作成・報告
- ・報告先：四日市消防署

（3）その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。（費用は協議の上で決定する）

四日市ドーム 吊物機構点検調整業務委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 吊物機構点検調整業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 対象設備

四日市ドーム内吊物機構（設置場所及び台数については別表 1 による。）

2. 業務内容

年 2 回技術員を派遣し、吊物機構全般（巻上機、原動機、制御器等の注油及び清掃並びに簡易的な調整を含む。）において点検調整を行うものとする

3. 施工の範囲

(1) メンテナンス作業範囲は、別表 2 吊物機構点検調整作業書によるものとする。

なお、本点検調整に必要な材料の内〔1. ウェス、2. グリス、3. マシン（ギヤー油、油圧油は除く）〕は、受託者が供給する。

(2) 調整点検に必要な消耗部品、部品及び小部品の取替や補修を要する場合の駆付け対応については別途契約とする。

4. その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。（費用は協議の上で決定する）

別表1

吊物機構略仕様

No.	装置名称	寸法(mm)	機構方式	駆動方式	自重(kg)	荷重(kg)	速度(M/min)	ワイヤ径	吊数	出力(kw)	操作方法	制御方式	備考
1	プロセニアムカーテン中央	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	400	10	4mm	7	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	カーテンは、取り外し式
2	プロセニアムカーテン上手	30000	昇降	電動ドラム巻取り式	150	450	10	4mm	8	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	カーテンは、取り外し式
3	プロセニアムカーテン下手	30000	昇降	電動ドラム巻取り式	150	450	10	4mm	8	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	カーテンは、取り外し式
4	ライトボタン (1)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	1400	6	8mm	7	3.7	釦スイッチ	直入れ始動	
5	ライトボタン (2)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	1400	6	8mm	7	3.7	釦スイッチ	直入れ始動	
6	ライトボタン (3)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	1400	6	8mm	7	3.7	釦スイッチ	直入れ始動	
7	ライトボタン (4)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	1400	6	8mm	7	3.7	釦スイッチ	直入れ始動	
8	センターボタン (1)	9000	昇降	電動ドラム巻取り式	50	800	6	8mm	4	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	
9	センターボタン (2)	9000	昇降	電動ドラム巻取り式	50	800	6	8mm	4	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	
10	センターボタン (3)	9000	昇降	電動ドラム巻取り式	50	800	6	8mm	4	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	
11	センターボタン (4)	9000	昇降	電動ドラム巻取り式	50	800	6	8mm	4	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	
12	国旗用ボタン	11000	昇降	電動ドラム巻取り式	50	200	10	4mm	4	1.5	釦スイッチ	直入れ始動	
13	防球ネット用ボタン (1)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
14	防球ネット用ボタン (2)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
15	防球ネット用ボタン (3)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
16	防球ネット用ボタン (4)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
17	防球ネット用ボタン (5)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
18	防球ネット用ボタン (6)	20000	昇降	電動ドラム巻取り式	100	350	10	4mm	6	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
19	防球ネット用ボタン (7)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	350	10	4mm	7	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
20	防球ネット用ボタン (8)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	350	10	4mm	7	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
21	防球ネット用ボタン (9)	26000	昇降	電動ドラム巻取り式	120	350	10	4mm	7	2.2	釦スイッチ	直入れ始動	ボタンは取り外し式
22	ステージスピーカ (1)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	500	6	6mm	4	1.5	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
23	ステージスピーカ (2)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	700	6	6mm	4	1.5	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
24	サテライトスピーカ (1)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	700	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
25	サテライトスピーカ (2)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
26	サテライトスピーカ (3)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
27	サテライトスピーカ (4)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
28	サテライトスピーカ (5)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
29	サテライトスピーカ (6)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
30	サテライトスピーカ (7)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
31	サテライトスピーカ (8)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
32	サテライトスピーカ (9)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
33	サテライトスピーカ (10)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
34	サテライトスピーカ (11)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
35	サテライトスピーカ (12)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
36	サテライトスピーカ (13)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
37	サテライトスピーカ (14)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
38	サテライトスピーカ (15)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
39	サテライトスピーカ (16)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事
40	サテライトスピーカ (17)	図面による	昇降	電動ドラム巻取り式	0	300	6	4mm	4	0.75	釦スイッチ	直入れ始動	スピーカ吊フレーム以降は別途工事

別表2 吊物機構点検調整作業書(参考)

A. 吊物機構

番 号 点 検 箇 所	点 検 基 準	点 検 の 範 囲	程度と 方法
A-1 ワイヤ ロープ	(1) 異常緩み又は接触がなく、ロープは滑車、受けローラ等から外れていないこと。	元滑車から各枝滑車間、各枝滑車から吊りパイプ間、元滑車からウェート枠間の状態の良否	視覚
	(2) 結末端部は異常なく、且つ、緩みがないこと。	吊りパイプ、ワイヤ巻取ドラムの状態の良否	視覚
A-2 枝 滑 車 元 滑 車	(1) ロープの外れがなくワイヤの掛かりは確かなこと。	各滑車の状態の良否	視覚
	(2) 異常な回転、騒音、振動がないこと。	滑車の欠損、亀裂、摩耗の有無 滑車の回転及び給油状態の良否	視覚 聴音
	(3) 滑車の取付状態は良好であり、ワイヤ芯とのはなはだしいズレのないこと。	取り付け状態の良否 滑車とワイヤ芯にズレの有無	視覚
A-3 吊りパイプ	(1) 吊り荷重は許容内で分布されていること。	同部に大きなたわみを生じていないか、荷重が集中していないこと 状態の良否	視覚
	(2) パイプへの吊り方、吊り材料、吊り数が正規のこと	吊込まれる重量を確認、落下防止は充分か状態の良否	視覚
	(3) パイプは変形、損傷がなく、継ぎ目は異常のないこと。	吊りパイプの状態の良否	視覚
A-4-1 電 動 機	(1) 運転中の異常音、振動、異臭はないこと。	運転状態の良否	視覚
	(2) 取付状態は強固であること。	電動機の取付状態の良否	視覚
A-4-2 制動機 (ブレーキ)	(1) 制動機の取付状態は強固であること。	取付状態の良否	視覚
	(2) 停止位置にズレがなく、滑り量は適切。 運転、停止に伴い、積載物の跳ね上がり等がないこと。	作動及び作動量、作動感度の状態の良否	視覚 操作
A-5-1 減 速 機	(1) 減速機の取付状態は強固であること。	取付状態の良否	視覚

番 号 点 検 箇 所	点 検 基 準		点 検 の 範 囲	程度と 方法
	(2)	減速機の回転は正常であり、異音のないこと。	回転状態の良否	聴覚
A-5-2 減速装置 チェーン、ホイール Vプーリ、歯車	(1)	軸と結合部に異常がないこと。	キーのセットの良否、亀裂の有無	視覚
	(2)	回転は正常であり、異音、振動がないこと。くぎ、木片等の落下がないこと。	回転作動及び清掃状態の良否	聴音 視覚
A-5-3 伝動装置 駆動用ローラ チェーン、Vベルト 等	(1)	伝動装置の取付状態は良好であり、且つ、給油が適切であること。	取付及び給油状態の良否	視覚
	(2)	伝動用ローラチェーン、Vベルト及び特殊ベルトの緊張は適切であること。	チェーン、Vベルトのテンション状態の良否	視覚
A-5-4 電動巻取式 ウインチ	(1)	ワイヤの巻乱れがなく、枝滑車、ドラム間のたるみが多すぎないこと。	ワイヤ巻取状態の良否	視覚 触手
	(2)	ドラム、軸、マシンベース等の固定は確実であること。	取付状態の良否	視覚 打診
A-6-1 受 電 盤 制 御 盤	(1)	ボルト類の緩み等による振動音、過熱等による異臭がないこと。	取付状態の良否 過熱等の発生のないこと	視覚 臭覚 触手
	(2)	有害な雨水、洩水等の侵入、形跡、結露がないこと。	取付状態の良否	視覚 触手
	(3)	絶縁抵抗は各回路毎にそれぞれ次の規定に適合すること。	絶縁抵抗の測定の実施	測定
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値		
電動機	300V 以下のもの	0.2 MΩ 以上		
主回路	300V を越えるもの	0.4 MΩ 以上		
制御回路	150V 以下のもの	0.1 MΩ 以上		
信号回路	150V を超え、300V	0.2 MΩ 以上		
照明回路	以下のもの			
(注)機器単体は 1MΩ 以上であること。				

番 号 点 検 箇 所	点 検 基 準	点 検 の 範 囲	程度と 方法
A-6-2 操 作 盤	(1) 運転押釦スイッチ等に異常がなく、 取付状態は強固であること。	スイッチ類の破損はなく、取付状態 の良否	視覚 触手 操作
	(2) 表示灯は正常に点灯していること。 照度は平常と変化がないこと。	ランプの球切れ、緩み等、取付状 態の良否(寿命時間の確認)	視覚 触手 操作
	(3) 停止押釦、非常停止押釦、操作電 源安全スイッチ等の作動状態は良 好であること。	安全関係押釦、スイッチの作動状 態の良否	視覚 操作
A-6-3 上、下限 スイッチ類	(1) 変形、損傷はなく、取付状態は強固 で、確実に作動するよう充分調整さ れていること。	取付及び作動状態の良否	視覚 操作
	(2) 取付位置は停止精度を確保される 地点に調整されていること。	停止精度、確認位置等、再調整の 必要の有無	視覚 操作
A-6-4 電 線 管 配線用ダクト 配 線	(1) 接地線の取付状態は確実であり、 且つ、接地抵抗値は次に合格する こと。(単位: Ω)	モータ、電路の外枠、制御盤外枠 等はアースを設けてあること。 接地抵抗の測定の実施	視覚 測定
	回路の使用電圧		
	300V 以下のもの		
	300V 超えるもの		
	接 地 抵 抗 値		
	100 Ω 以下		
	10 Ω 以下		
	(2) その他の電気設備については通産 省による電気設備の技術基準に適 合していること。		
A-7-1 鉄 骨 フレーム類	(1) フレーム構成部材の組立状態は強 固であり、接合部に緩みが生じてな いこと。	組立状態の良否	視覚
	(2) フレーム構成部材には、たわみ、歪 み等が生じていないこと。	構成部材のたわみ、歪みの有無	視覚

番 号 点 検 箇 所	点 検 基 準		点 検 の 範 囲	程度と 方法
A-7-2 機 械 台 枠	(1)	機器の取付状態は強固であり、基礎部の固定に異常がないこと。	取付状態の良否	視覚
	(2)	さび、腐食の発生はないこと 建屋との取合いに異常、変化がないこと	部材のさび、腐食の発生の有無 建屋の異常、変化有無	視覚

四日市ドーム 空調設備(冷房イン＋年間空調保守)保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 空調設備保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

(1) 定期点検機器

吸収式冷温水機・冷却塔・空調機

(2) 点検作業内容

① 収式冷温水機

a. 対象機 直焚 二重効用 4 0 0 R T × 2 台
(川重 G L B - 4 5 0 H)

b. 吸収式冷温水機保守点検内容

1) 冷房開始時に行う保守作業 (冷房 1 回)

冷房切替作業 (年 1 回)

機器関係の点検、調整

燃焼関係の点検、調整

インターロックテスト、調整

安全装置の点検、調整

機器能力コントロールの点検、調整

真空確認、真空引き

ケーシング取付け状態確認

各部総合点検

② 冷却塔 年 1 回

a. 対象機 ・開放式角型 × 2 台
(空研工業・SKB-4 0 0 T/H P R S)

送風 5 . 5 K W × 3 台

・冷却水处理装置 × 2 台

b. 保守点検作業内容

1) モーターの絶縁抵抗、運転電流

2) モーターの異常音、軸受の点検

3) ファンの軸受の点検、グリス注入

- 4) ファンのベルト点検. 調整
- 5) ファンの異音の点検
- 6) 水槽内外汚れ清掃
- 7) ボールタップの機能点検
- 8) 冷却塔全体の散水状態確認調整

③ 空調機 年1回

a. 対象機 ・ユニット型 空気調和機 400V 2台
 横型 送風機 45KW×1
 還風機 37KW×1
 気化式加湿器
 自動巻フィルター＋塩害防止フィルター-NBS60%

・ユニット型 空気調和機 400V 2台
 送風機 55KW
 還風機 37KW
 気化式加湿器×2台
 自動巻フィルター＋塩害防止フィルター＋プレ

・ユニット型 空気調和機 200V 2台
 送風機 7.5KW
 気化式加湿器

b. 保守点検作業内容

- 1) モーターの運転電流. 絶縁抵抗. 測定
- 2) モーターの軸受. 異音の点検
- 3) 送風機の機能点検. 軸受グリス注入
- 4) 送風機のベルトの点検調整
- 5) 本体熱交換コイル点検 (※コイル洗浄は別途契約)
- 6) フィルターの水洗浄. 塩害プレフィルターは点検 (汚れ有無)
- 7) ドレンパン清掃
- 8) オートロールフィルターの作動状態及び巻取残料の測定

(3) 定期点検及び保全

①冷温水発生機 (夏のシーズンイン)

- ・腐食、変形、破損等の劣化の有無
- ・動作の良否点検
- ・抽気ポンプの異音及び抽気能力の確認

②冷却塔 (年1回)

- ・ケーシング、散水装置、エリミネーター、送風機等の損傷、変形、錆、汚れの有無
- ・充填材の目詰まり及び、スケール等異物の付着状況の確認

③空気調和機 (シーズンイン1回)

- ・腐食、変形、破損等の劣化の有無
- ・加湿器作動の良否
- ・ドレンパンの汚れ、腐食状況及び、排水管の詰まり確認

- ④ 空気清浄装置（年２回）
 - ・ケーシングの変形、腐食等の劣化の有無
 - ・目詰まりの有無を確認
 - ・巻取り用電動機の作動確認
- ⑤ ポンプ類（特記なき場合は年２回）
 - ・腐食、損傷及び漏洩の有無
 - ・絶縁抵抗の測定
 - ・圧力計、連成計の指示値の確認
- ⑥ 空冷ヒートポンプマルチエアコン及び空冷式パッケージ（年２回）
 - ・腐食、変形、破損等の劣化の有無
 - ・ドレン排水状況の確認
 - ・冷房及び暖房の切替え作動確認
 - ・冷媒系統のガス漏れ確認
 - ・エアーフィルターの目詰まりの有無を確認
- ⑦ 全熱交換器
 - ・発錆、腐食、変形、破損等の劣化の有無
 - ・エレメントの詰まりの有無確認

２．フロン管理業務

保守点検項目は下記の点検整備標準仕様をもとに実施ものとする。

点検対象（簡易点検）	チェック項目
・エアコンディショナー（店舗・オフィス用エアコン，ビル用マルチエアコン，大型空調機等） ・当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW 以上の機器等	異音・損傷・腐食・錆・油にじみ・霜付き
冷蔵機器及び冷凍機器（内蔵型・別置型ショーケース，輸送用冷凍冷蔵ユニット，大型冷凍機等）	異音・損傷・腐食・錆・油にじみ・霜付き
点検対象（定期点検）	チェック項目
空調機器（7.5～50Kw）	直接法または間接法 （専門的な冷媒漏えい検査）
空調機器（50Kw 以上）	
冷凍機器（7.5kW 以上）	

３．その他

- (1) 機器に関する技術的責任は、すべて請負者が負うものとする。
- (2) 機器の業務に対して請負者は特に訓練された技術員を派遣し、各機器を点検整理し安全かつ良好な状態にすること。
- (3) 点検作業は、全機器に対して昼間作業を原則とし、作業時間は係員と打ち合わせの上決定する。
- (4) 点検基準は、メーカーの点検基準とする。
- (5) 本機器の点検・調整終了後は、各機器の動作チェックを行い使用に際して安全かつ良好に操作できる事を確認の上、検査を受けること。
- (6) 本仕様書に明記していない事項については、係員と協議の上行うこと。
- (7) 空調設備機器に異常があるときは、技術者派遣は別途費用とする。

四日市ドーム 空調設備(暖房イン)保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 空調設備保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

(1) 定期点検機器

吸収式冷温水発生機・冷却塔・空調機

(2) 点検作業内容

①吸収式冷温水発生機

a. 対象機 直焚 二重効用 4 0 0 R T × 2 台
(川重 G L B - 4 5 0 H)

b. 吸収式冷温水発生機保守点検内容

1) 冷房開始時に行う保守作業 (暖房 1 回)

冷房切替作業 (年 1 回)

機器関係の点検、調整

燃焼関係の点検、調整

インターロックテスト、調整

安全装置の点検、調整

機器能力コントロールの点検、調整

真空確認、真空引き

ケーシング取付け状態確認

各部総合点検

②冷却塔 年 1 回

a. 対象機 ・開放式角型 × 2 台
(空研工業・S K B - 4 0 0 T / H P R S)

送風 5 . 5 K W × 3 台

・冷却水处理装置 × 2 台

b. 保守点検作業内容

1) モーターの絶縁抵抗、運転電流

2) モーターの異常音、軸受の点検

3) ファンの軸受の点検、グリス注入

4) ファンのベルト点検、調整

- 5) ファンの異音の点検
- 6) 水槽内外汚れ清掃
- 7) ボールタップの機能点検
- 8) 冷却塔全体の散水状態確認調整

③空調機 年1回

a. 対象機 ・ユニット型 空気調和機400V 2台
横型 送風機 45KW×1
還風機 37KW×1
気化式加湿器
自動巻フィルター＋塩害防止フィルター-NBS60%

・ユニット型 空気調和機400V 2台
送風機 55KW
還風機 37KW
気化式加湿器×2台
オートロールフィルター＋塩害防止フィルター＋プレ

・ユニット型 空気調和機200V 2台
送風機 7.5KW
気化式加湿器

b. 保守点検作業内容

- 1) モーターの運転電流、絶縁抵抗、測定
- 2) モーターの軸受、異音の点検
- 3) 送風機の機能点検、軸受グリス注入
- 4) 送風機のベルトの点検調整
- 5) 本体熱交換コイル点検 (※コイル洗浄は別途契約)
- 6) フィルターの水洗浄、塩害プレフィルターは洗浄
- 7) ドレンパン清掃
- 8) オートロールフィルターの作動状態及び巻取残料の測定

(3) 定期点検及び保全

①冷温水発生機 (冬のシーズンイン)

- ・腐食、変形、破損等の劣化の有無
- ・動作の良否点検
- ・抽気ポンプの異音及び抽気能力の確認

②冷却塔 (年1回)

- ・ケーシング、散水装置、エリミネーター、送風機等の損傷、変形、錆、汚れの有無
- ・充填材の目詰まり及び、スケール等異物の付着状況の確認

③空気調和機 (シーズンイン1回)

- ・腐食、変形、破損等の劣化の有無
- ・加湿器作動の良否
- ・ドレンパンの汚れ、腐食状況及び、排水管の詰まり確認

四日市ドーム空調設備用自動制御機器保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造) 、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 空調設備用自動制御機器保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容 作業内容の詳細については、保守契約仕様のとおりとする。
- また、点検に当たり、専属の専門技術員が一貫して作業を計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行うものとする。

●中央管制装置 (年 1 回)

《対象系統》

S A V I C - n e t 1 0

- (1) セントラルシステム本体
- (2) セントラルシステム周辺機器

さらに、システムの機器を最適な状態にするため、各制御ソフトウェアプログラムの設定確認を行う。

●熱源・ローカル一般機器

- ・ループ点検
- ・巡回訪問 (暖房切替時のみ)

《対象系統》

- (1) 熱源 1 次制御
- (2) 熱源 2 次制御
- (3) 冷却塔制御 (3 セット)
- (4) 空調機制御 1 (2 セット)
- (5) 空調機制御 2 (2 セット)
- (6) 空調機制御 3 (2 セット)
- (7) 雨水貯留槽廻り制御
- (8) パッケージ廻り制御
- (9) フィルター目詰まり警報 (7 セット)
- (10) コインタイマー制御 (8 セット)
- (11) ファン発停制御 (7 セット)
- (12) 計測

2. 作業実施日

点検日、作業時間等を委託者と協議し作業予定表を作成提出し、委託者の承認を得た後着手すること。

3. その他

- (1) システムトラブルなど緊急時の要請に対し、速やかに対応すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

保守契約仕様

保守内容	仕 様	備 考
【中央管制装置】 簡 易 保 守 【ローカル制御】	専属の専門技術員が一貫して保守点検作業を計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。(点検作業周期については機種別仕様書参照) また、システムの機能を最適な状態に各制御ソフトウェアプログラムの設定確認を行う。 年1回ルーチ点検により制御系の状態をシステム的に判定し、不具合機器の特定・保守を行う。業日の9時またシフトまでの要請に速やかに対応する。要請がございました場合に、対応させていただきます。	
【特 記 事 項】 作 業 時 間 交換機器及び部品	点検整備の作業時間は原則として弊社の営業日(平日午前9時より午後5時まで)に実施する。 本契約に基づく作業に伴い、交換の必要を生じた部品または機器の代金は別途とするが、その交換作業費は保守料金に含まれる。	
除 外 作 業	- 工業用調節弁のパッキング交換作業 - 空調用調節弁の通堵時間帯(9:00-17:00)以外のパッキング交換作業 - 弁本体の点検 - 弁本体の取り外し、取り付け工事、並びにそれに伴う配管、保温工事 - 計装用電気配管、配線、および計装用空気配管等の変更工事、並びに新規工事 - 機器の仕様変更に伴う計装用配管、配線工事 - 冷凍機本体およびボイラー本体に直接付属している制御機器 - 工業用計器の工場持ち込み修理 - 弊社の営業日以外の緊急要請	

保守対象機器表

1/2

系 統 名	機 器 名	型 式 記 号	数 量	備 考
A. 中央管制装置(savio-net10)	メインコントロール	MCL	1	
	内蔵プリンタ フロッピー	PRT ANN	1 2	
B. 熱源・ローカル一般機器				
(1) 熱源1次制御	白金測温抵抗体 Pt100Ω入力変換器 7704入力変換器 パラトリックスII	TY7701B RY77100P RY77100A WY7041F	7 3 1 1	
(2) 熱源2次制御	パラトリックスII 7704入力変換器 7704出力変換器 7704入力変換器 7704出力変換器 電磁流量計/変換器 DC24V電源 デジタルロニック 圧力発信器 モジュール 弁リレー 複座弁	WY7041F RY77100A RY77110A RY7910S KID/KIC RY7910D SDC200 PY77100A M904F Q45D V5064A	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(3) 冷却塔制御 (2セット)	白金測温抵抗体 デジタルロニック 電動ボール弁 ミスコリ調節器	TY7701B SDC200 VY6100A R7010B	2 2 2 2	
(4) 空調機制御1 (2セット)	IDCA-シグナユニット 直結形タツバ操作器 直結形タツバ操作器 補助ホ・デジタル 白金測温抵抗体 挿入形温湿度発信器 CO2濃度発信器 モジュール 弁リレー 複座弁 差圧入ツチ 遠隔手動設定器	WY7211A MY6040A MY9040A QY9000A TY7700B HY7013A CY7000A M904F Q45D V5064A MS-61 Q406B	2 6 6 6 2 2 2 2 2 2 4 12	
(5) 空調機制御2 (2セット)	IDCA-シグナユニット 直結形タツバ操作器 直結形タツバ操作器 補助ホ・デジタル 白金測温抵抗体 挿入形温湿度発信器 CO2濃度発信器 モジュール 弁リレー 複座弁 差圧入ツチ 遠隔手動設定器	WY7211A MY6040A MY9040A QY9000A TY7700B HY7013C CY7000A M904F Q45D V5064A MS-61 Q406B	2 6 6 6 2 2 2 2 2 2 4 12	

保守対象機器表

2/2

系 統 名	機 器 名	型 式 記 号	数 量	備 考
(6) 空調機制御3 (2t7t)	IDCペーソックユニット 白金測温抵抗体 挿入形温湿度発信器 ロータリ形電動二方弁 直結形ダンパ 操作器 差圧スイッチ	WY7211A TY7700B HY7013A VY5110A MY6040A MS-61	2 2 2 2 2 2	
(7) 雨水貯留槽廻り制御	電磁弁 電動式バクタライザ弁 温度調節器	N-20W VY6900D T6065A	1 1 2	
(8) パッケージ廻り制御	差圧スイッチ	MS-61	7	
(9) フォルター目詰り警報 (7t7t)	電動ボール弁 カクタイラー	VY6100A CTM	24 24	
(10) コクタイラー制御 (8t7t)	フーモスタット	T631C	2	
(11) ファン発停制御 (2t7t)	挿入形温湿度発信器 室内形湿度発信器	HY7013C HY7098A	1 8	
(12) 計測				

中央管制装置

作業条件

- A：システムを停止せずに実施出来る点検
- B：一時的にシステム停止が必要な点検
- C：システムを停止しなければならない点検
- D：システムを停止しなければならない点検で
かつ動作状況、設置環境により作業内容が
変わる可能性がある点検

中央管制装置 savic-net10

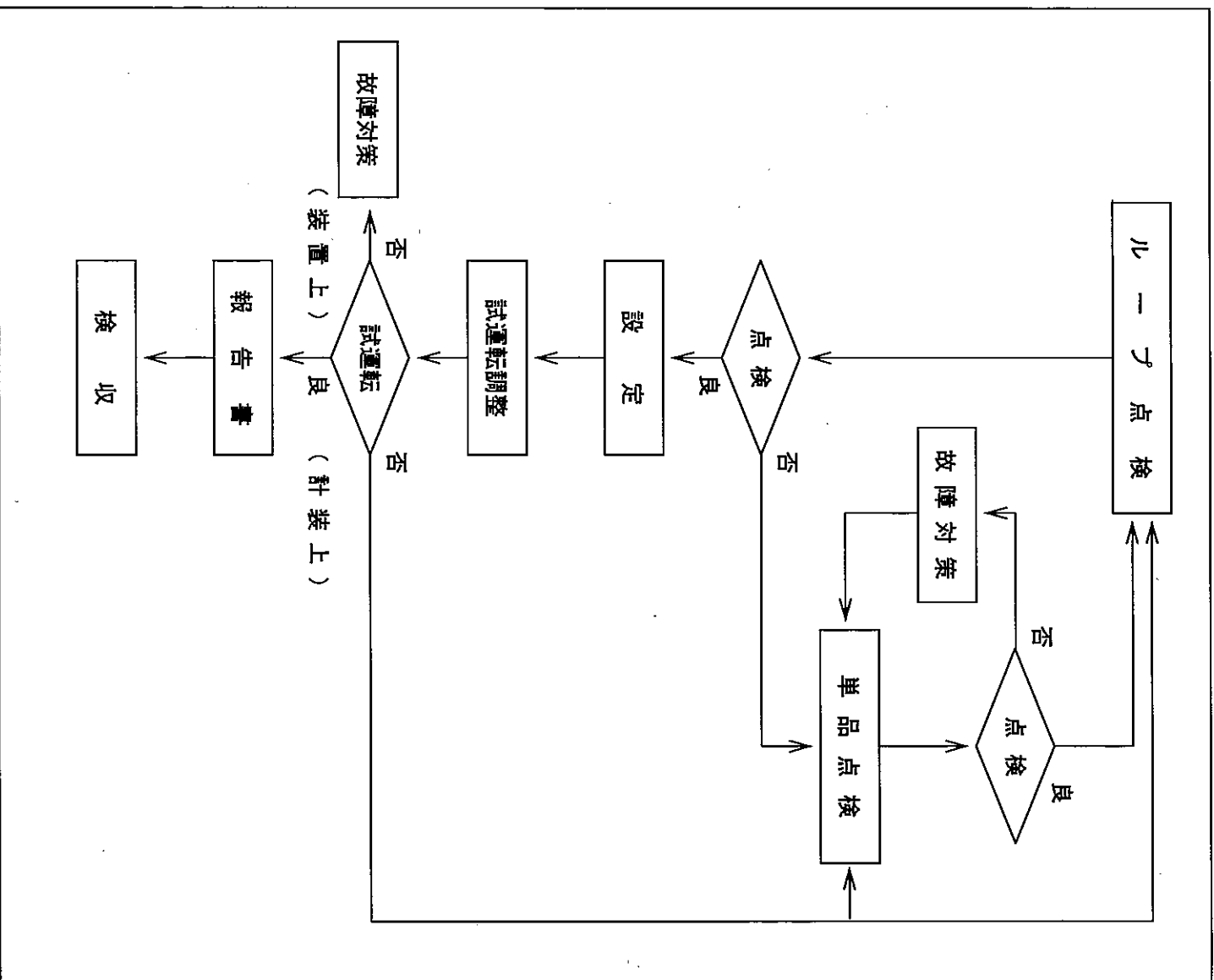
ユニット	保 守 項 目	標 準 点検周期	作業 条件
1. メインコントロール ユニット	(1) データファイルのセーブ	1 年	A
	(2) ケーブル, コネクタ類の装着状態確認	1 年	A
	(3) LEDの表示機能の確認	1 年	A
	(4) LCD, タッチパネル点検 ①コントラスト確認, 調整 ②輝度確認, 調整 ③タッチパネル取付け位置の確認, 調整	1 年	A
	(5) ANN点検 ①ランプチェック動作確認 ②セルフテストによる確認 ③発停操作動作確認 ④時刻, データ表示の確認	1 年	A
	(6) 内蔵プリント点検 ①ケーブル, コネクタ類の装着状態確認 ②印字濃度の確認, 調整 ③テスト印字による印字品質確認 ④内部の異物, ほこり, 汚れ除去, クリーンアップ	1 年	A
	(7) 各部のクリーニング ①本体 ②コントロールカード ③電源部 ④LCD, ANN	1 年	A
	(8) 電源、接地端子等の締付け確認	1 年	D
	(9) 電源電圧, リップルの測定	1 年	B
	(10) バックアップバッテリーの確認	1 年	B
	(11) 電源断検出レベルの測定, 調整	1 年	D
	(12) フロッピーディスク機能確認	1 年	A
	(13) NC—Bus伝送電圧調整	1 年	B
2. システム機能	(1) 監視機能	1 年	A
	(2) データ処理, 設定機能	1 年	A
	(3) システム構成機器管理機能	1 年	A
	(4) メモリバックアップ機能	1 年	B
	(5) プログラム機能	1 年	A

熱源・ローカル

(ループ点検)

ループ点検

※ ループ点検フローは、下記手順に従って実施いたします。



電気式制御機器

ループ点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 温度調節器 湿度調節器 圧力調節器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 内部機械的可動部分の動作確認 (4) 比例帯又はダイヤレンジシヤルの確認 (5) 調節器と操作部等関連部とのループ作動点検調整 (6) 規定値の設定	
2. 操作器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) バンジンダリレー作動点検 (4) 調節器と操作器とのループ作動点検・調整	
3. 自動制御用 調節弁	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) グランド部漏れ点検 (4) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	

電子式制御機器

ループ点検

機種	保守項目	備考
1. 検出器 発信器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	
2. 調節計	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 各設定の確認 (比例帯・積分値・微分値・不感帯・動作時間) (4) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (5) 規定値の設定	
3. 調節計 (プログラマブル式)	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 (4) 上位伝送状態の点検確認 (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (6) 規定値の設定	
4. 変換器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	
5. 操作器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	
6. 自動制御用 調節弁	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 外観のクリーニングアップ (3) グランド部漏れ点検 (4) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	

デジタル式制御機器

ループ点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 制御動作	(1) 関連部とのループ作動確認 (2) 制御状態の確認	
2. センサ (検出器・発信器)	(1) 設置環境及び取付位置・状態の確認 (2) クリーニング	
3. コントローラ	(1) 外観、目視点検 (2) インジケータの確認 (3) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換 年月日の確認 (4) データファイルのバックアップ作成 (5) エラー情報の確認	
4. 操作器 (パネル, タンパ)	(1) 外観目視点検(汚れ・損傷・漏れ等) (2) 駆動部の作動確認	
5. パネル (流量計測制御機能付)	(1) 外観目視点検(汚れ・損傷・漏れ等) (2) 駆動部の作動確認	

管理計器

ループ点検

機 種	保 守 項 目	備 考
CO ₂ 濃度発信器 (CV7000A)	(1) 本体のクリーニングアップ (2) 外観・内観及び取付状態の点検 (3) 導管の外観及び取付状態の点検 (4) 作動状態の点検	基準ガスによる校正は 別途
冷却水フロー調節器 (ミズコン)	(1) 本体のクリーニングアップ (2) 外観目視点検及び取付状態の点検 (3) 機器仕様及び使用機能の確認 (4) 設定値確認 (5) 模擬入力による表示確認	

四日市ドーム 排煙・換気装置保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造)、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 排煙・換気装置保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

保守点検は、年 2 回技術員を派遣し、排煙・換気装置全般 (操作系統、伝達系統、窓廻り系統) の点検、注油、調整及び清掃を行い、装置を常に良好な状態に維持するよう適切な処置を行うものとする。

点検内容は、次の通り

【ドーム内 電動式】

点検箇所	機種名	ボックス数	窓 数	開口形式
頂点上部	SLE-80	20台	40窓	突出し窓
中間部	SLE-80	20台	40窓	外倒し窓

【手動式】

点検箇所	機種名	ボックス数	窓 数	開口形式
通路、諸室	SL-80	12台	30窓	外倒し窓

【操作系統／点検項目】

- ・操作表示 ・開閉ランプ ・ハンドルボックス ・押ボタンスイッチ ・クランクハンドル
- ・駆動用モーター ・制御基盤 ・リミットスイッチ ・クランプ、パイプジョイント
- ・ビス、ナットの緩み ・注油、清掃

【伝達系統／点検項目】

- ・ワイヤーロープ ・フレキシブルコンジット ・転向滑車 ・メインケーブル ・クランプ、パイプジョイント ・終端パイプ ・ビス、ナットの緩み

【窓周系統／点検項目】

- ・滑車関係 ・ステイダンパー ・障子金具類 ・ブラケット類 ・コネクター、サブケーブル
- ・チェーンケース (S/W) ・レールユニット、ランナー ・ジャッキユニット ・メインパイプ
- ・クランプ、パイプジョイント ・ビス、ナットの緩み ・洗浄、注油、清掃

2. 施工の範囲

- (1) 別紙作業報告書のとおり
- (2) 破損部品、交換工事費については、その都度、委託者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)
- (3) 消耗品については、請負者負担とする。

3. その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。(費用は協議の上で決定する)

四日市ドーム大型映像装置・催物案内表示システム保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 大型映像装置・催物案内表示システム保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

(1) LED 表示装置

1. 保守点検費用

- ① 大型映像装置保守点検
- ② 催物案内表示システム保守点検

2. 清掃

- ① 大型映像装置保守点検
(脚立で出来る範囲の作業とする)

(2) 映像送出装置

1. 保守点検

- ① タッチパネル制御装置
- ② 映像送出卓
- ③ 映像・音声機器システム

2. 施工の範囲

- (1) 別紙作業報告書のとおり
- (2) 破損部品、交換工事費については、その都度、委託者と協議して定めるものとする。（費用は協議の上で決定する）
- (3) 消耗品については、請負者負担とする。

2. そ の 他

- (1) 本装置に関する技術的責任は、請負者が負うものとする。（但し、自然故障や経年劣化によるもの及び未修理箇所は除く）
- (2) 本装置の業務に対して請負者は特に訓練された技術員を派遣し、各装置を点検調整し安全かつ現状な状態を維持すること。
- (3) 点検作業は、全装置に対して、昼間作業を原則とし、作業日時は係員と打合せの上、決定する。
- (4) 点検基準は、メーカーの点検基準とする。
- (5) ヒューズ、ウエス、表示ランプ、小物ビス、ナット等必要な消耗品は、請負者の負担とし、部品の取り替え、改修及び補修を要する場合は、速やかに係員に申し出て対策を講じなければならない。
- (6) 本装置の点検・調整終了後は、各装置の動作チェックを行い、使用に際して安全かつ現状な状態を維持できることを確認の上、検査を受けること。

- (7)保守点検等で、作業上の一切の行為並びに発生する結果に関してはすべて請負者の責任とする。
- (8)本仕様書に明記していない事項については、係員と協議の上、行うこと。
- (9)この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、委託者と協議して定めるものとする。（費用は協議の上で決定する）

フルカラーLED表示システム設備点検項目(参考)

LED表示装置

		点検日	
点検場所	点 検 項 目	評 価	備 考
外部	映像による表示確認 外観点検 目視（傷・変形）	良・否 良・否	
内部	電源点検（5V） 電源点検（6V） 電源点検（9V） 基板点検 ネジ締付確認（端子台・BUSバー） コネクター接合確認 フィルター目詰り確認 雨水痕跡確認 目視発錆確認 FAN動作確認 テストパターンによる点灯確認 裏面外観検査（傷・汚れ）	良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否 良・否	
一般事項	清掃 LED点灯確認	良・否 良・否	

フルカラーLED表示システム設備点検項目(参考)

電源盤

		点検日	
点検場所	点 検 項 目	評 価	備 考
外部	盤面外傷検査（傷・汚れ）	良・否	
内部	盤面外傷検査（目視）	良・否	
	コネクター接合確認	良・否	
	ネジ締付確認	良・否	
	各電源電圧測定	良・否	
一般事項	清掃	良・否	
	点灯確認	良・否	

フルカラーLED表示システム設備点検項目(参考)

制御盤

		点検日	
点検場所	点 検 項 目	評 価	備 考
外部	盤面外観検査（傷・汚れ・扉開閉状態確認）	良・否	
内部	基板外観検査（目視）	良・否	
	コネクター接合確認	良・否	
	ネジ締付確認	良・否	
	各電源電圧測定	良・否	
	起動シーケンス動作装置（タイマー設定）	良・否	
	リモート制御動作確認	良・否	
	表示灯確認	良・否	
一般事項	清掃	良・否	
	LED点灯確認	良・否	

フルカラーLED表示システム設備点検項目(参考)

案内点検表示盤点検項目

点検実施日：_____年____月____日

点 検 項 目		判 定 基 準	点検結果
テストパターン表示確認		CTR4 コントローラの SW4 の操作でテストパターンの表示させ確認。 LEDモジュールの球切れのないこと。	
外観点検	傷・汚損・変形・変色	目視にて確認し、異常のないこと。	
内部点検	傷・汚損・変形・変色	目視にて確認し、異常のないこと。	
	ファン	正常に動作していること。 異音を発生していないこと。 塵の付着は取り除くこと。	
	ネジのゆるみ	ネジのゆるみのないこと。	
	コネクタの勘合状態	コネクタの抜け・ゆるみのないこと。	
電源電圧	内部電源	規定電圧が出力されていること。	
	入力電源	規定電圧が入力されていること。	
スクリーン・エアフィルター		清掃作業。	
備考・申し送り・その他			
		点検者名	

四日市ドーム 音響設備保守点検委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造) 、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 音響設備保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

(1) 設備全般

- ・各部の機能、回路、配線の動作点検
- ・各部の表示ランプ、デジタル表示部の動作点検
- ・各ヒューズ類の点検
- ・増幅機器の入力、出力点検
- ・各可動部の動作点検、注油および清掃
- ・要交換部品の検出

(2) 音響調整卓

- ・各スイッチの点検
- ・各音量調整器、各表示灯の動作点検
- ・各 VU メーターの指示、パイロットランプの点検
- ・各イコライザーの動作点検
- ・各フィルターの動作点検
- ・配線、接続部分の点検、補修及び要修理部品、交換部品の検出

(3) 電力増幅器

- ・各スイッチの動作点検
- ・音量調整器の動作点検
- ・電源、表示灯の動作点検
- ・VU メーターの指示、パイロットランプの動作点検
- ・配線、接続部分の点検、補修及び要修理部品、交換部品の検出
- ・出力動作点検
- ・外観清掃

(4) 入出コンセント、コネクタ類

- ・各コンセント、コネクタ類の接続部分の接触状態の点検及び清掃
- ・補修及び要修理部品、交換部品の検出

(5) ワイヤレス送受信機

- ・送信安定度の点検
- ・アンテナの動作点検
- ・配線、接続部分の点検、補修及び要修理部品、交換部品の検出
- ・外観清掃

(6) 調整室電力増幅架、効果機器架、周辺機器架

- ・総合動作点検

(7) 舞台袖操作卓

- ・各スイッチの点検
- ・各音量調整器、各表示灯の動作点検
- ・設置機器の点検
- ・電源、表示灯の動作点検
- ・VUメーターの指示、パイロットランプの動作点検
- ・配線、接続部分の点検、補修及び要修理部品、交換部品の検出

2. 点検周期

精密点検及び通常点検を2年間で各点検内容を1回行うものとする。

3. その他

- (1) 本設備に関する技術的責任は、すべて請負者が負うものとする。
- (2) 本設備の業務に対して請負者は特に訓練された技術員を派遣し、各設備を点検調整し安全かつ良好な状態にすること。
- (3) 点検作業は、全設備に対して、昼間作業を原則とし、作業日時は委託者と打合せの上、決定する。
- (4) 点検基準はメーカーの点検基準とする。
- (5) ヒューズ、ウエス、表示ランプ、小物ビス、ナット等必要な消耗品は、請負者の負担とし、部品の取り替え、改修及び補修を要する場合は、速やかに委託者に申し出て対策を講じなければならない。
- (6) 本設備の点検・調整終了後は、各設備の動作チェックを行い、使用に際して安全かつ良好に操作出来ることを確認の上、検査を受けること。
- (7) 保守点検等で、業務上の一切の行為並びに発生する結果に関してはすべて請負者の責任とする。
- (8) 本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議の上、行うこと。

音響設備概要

・音響調整卓	1 式
・入出力パッチ架	1 式
・電力増幅架	1 式
・D S P監視架	1 式
・C P U卓	1 式
・周辺機器ワゴン	1 式
・センタークラスタースピーカ	1 式
・サテライトスピーカ	1 7 台
・ステージスピーカ	4 台
・移動スピーカ（スタンド）	6 台
・移動スピーカ（フローア）	2 台
・調整室モニタースピーカ	2 台
・運営系スピーカ	4 台
・アッテネータ	4 台
・移動式ワゴン	2 台
・一点吊マイク装置	1 台
・集中コンセント盤他付属関連備品等	1 式

四日市ドーム 植栽管理業務委託仕様書

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 植栽管理業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 一般事項

- 1) 請負者は施設の状況に精通し、常に委託者と連絡を密にして、施設の設置目的に従った最も適切な方法で管理業務の進捗を図るものとする。
- 2) 請負者は、業務の施行に支障をきたさないよう必要な人員を確保し、従業員の労務管理、労働安全衛生に十分な注意を払うとともに労働関係等の関係法令を遵守しなければならないものとする。
- 3) 請負者又は従業員は、業務中、作業以外の目的で施設を使用してはならない。
- 4) 業務の履行にあたり、水道代及び電気代を除き受託者が負担するものとする。

2. 管理業務

芝生並びに植栽の適正な育成、及び維持管理に努めるものとする。

- 1) 芝生並びに植栽の維持管理は、それぞれの工種ごとに天候、季節、使用状況に応じて適宜に適合する維持に努めるものとする。
- 2) 薬剤の使用は、事前に受託者の承認を得、散布時期を失することのないよう天候、気象条件を考慮し作業するものとする。
- 3) 刈り取った芝及び雑草は散乱しないよう速やかに処理するものとする。

3. 作業内容

仕 様

	芝生刈込	芝生施肥	芝生薬剤散布	低木剪定	植栽除草
回 数	6 回	2 回	4 回	2 回	3 回

芝生刈込 常時芝背高は 5 cm 以内に保つようにし、刈り込む用具はハンドガイド式を用いるが、必要のあるときはローンモアー、草刈がまを使用する。

施肥 施肥量は、1 m²当たり 30 g とし、年 2 回（時期は梅雨明けと 3 月）有機化成を使用し、成長の衰えた場所、葉が退色した場所、踏み荒らされた場所等に重点的に行い、その他の場所は、むらのないよう均一に散布する。

※参考（化成肥料／8・8・8 1 回／約 380～400 kg）

薬剤散布 主に 1 年目の広葉性雑草を対象に行うこと。
作業に当たっては薬効が十分発揮できるよう、散布時期、希釈濃度を決定すること。万一薬害が生じた場合、賠償の責を負うものとする。
なお、薬剤は三重県制定のゴルフ場における病虫害雑草安全防除暫定指針に基づき使用薬剤を選択すること。

※参考

①イネ系の雑草

「グリーンアーザラン」

（例）春からメヒシバの 4～5 葉期までに使用する。

（薬量 0.4～0・6m l / m²）

初秋からスズメノカタビラの 4～5 葉期までに使用する。

スズメノカタビラは生育が緩慢なため、必ず展着剤を加用すること

（薬量 1.0～1.25m l / m²）

②広葉系の雑草

「ザイトロン」「MCP P」

広葉が育成してきたら散布する、必ず展着剤を加用すること

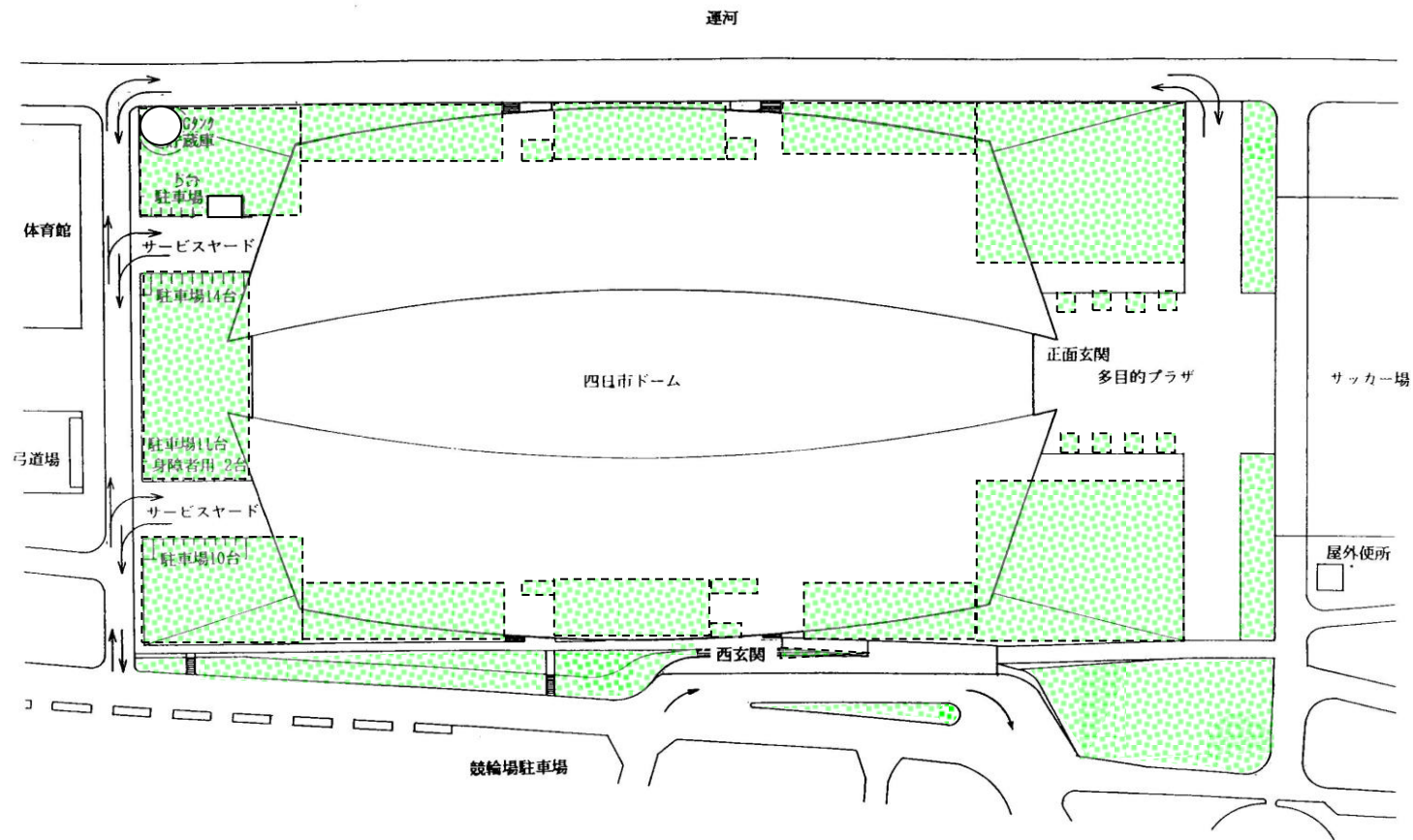
・面積 芝生 1 2, 2 4 1 m²、植栽（ドーム南）660 m²とする。

4. 安全管理

- 1) 請負者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行うとともに、従業員の安全教育を図り、労働災害の防止に努めるものとする。
- 2) 作業用機械器具及び材料は、保安上支障にならないように使用の都度整理すること。
また、災害予防の観点から作業区域内の整理整頓に努めるものとする。
- 3) 芝刈り及び除草に機械を使用するときは、飛石が生じることがあるので、常に周囲の状況を把握し、安全には十分配慮して事故防止に努めるものとする。

5. その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。



配置図

四日市ドーム植栽管理 年間スケジュール(参考)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な管理	年間数	春の施肥	新芽の保護	新芽の保護 (前半)		水枯れに注意	秋の施肥	冬の準備			冬の雑草防除		
肥料	2回	化成肥料(888) 400~500kg					化成肥料(888) 400~500kg						
除草剤	4回	シバゲン アージラン MCPP・ザイトロ ン		シバゲン アージラン MCPP・ザイトロ ン				シバゲン アージラン MCPP・ザイトロ ン			アージラン ザイトロン		
殺菌・殺虫剤			シバンバEX(ラージパッチ) ダイアジノン(ヨウトウ虫)			シバンバEX(ラージパッチ) ダイアジノン(ヨウトウ虫)							
芝刈込 芝除草	4回	芝養生期間		刈込		刈込	刈込	刈込				芝養生	
	2回			除草					除草				
低木剪定	2回												
植栽除草	3回		○			○		○					
その他	随時	芝生移植							芝生移植				
病気の発生													
害虫の発生													
雑草の成長													
芝生の成長													

②肥料は発育状態によって増減するので一般的な目安を示している。

③除草剤の種類は同等品も可とする。

四日市ドーム 自動扉保守点検委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 自動扉保守点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 自動ドア保守点検仕様

自動開閉装置 DS-21 型 1 台

2. 定期点検

1) 定期保守業務内容（詳細は点検報告書の点検項目及び内容に記述する）

ア. 機器各部の調整点検を行い、常に良好な開閉状態を維持させること。

イ. 故障等の発生時は、技術員を早急に派遣する。

ウ. 主要な部品交換は、有償とするが軽微な消耗品については、無償とする。

注：下記の 4・5 項目参照のこと。

エ. 点検報告書は、点検の都度提出する。

オ. 保守の内容

- ・異常の有無の点検
- ・機器の清掃、注油及び一般調整
- ・機器の自然消耗部品の修復、部品交換及び調整
- ・機器の障害の修復及び分解整備

カ. 点検項目

- ・駆動装置
- ・扉懸架部
- ・電気関係
- ・検出装置

2) 点検周期

4 回／年

3. 保守契約範囲内の消耗品（無償消耗品）

- ・吊り車、Vベルト、下振れ止め

4. 保守契約範囲外の消耗品（有償消耗品）

主に下記の消耗品を対象とする。

- ・駆動装置ユニット（モーター本体ユニット部）
- ・コントローラーユニット（制御部）
- ・検出装置（センサー）
- ・補助光線（光電式）
- ・エンジン台板

5. 取替後の撤去品については、作業実施会社で引き取り処理する。

6. その他

(1) 仕様書に記載ない事項は、委託者と協議の上で行う。

四日市ドーム 水質検査業務委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』に定義される特定建築物は、定期的な水質検査が義務付けられている。下記の検査項目について、水質検査を行う。

水質検査

検 査 項 目	数量	作業周期
水質検査（飲料水：1 6 項目）	1 検体	1 回/年
水質検査（飲料水：1 1 項目）	1 検体	1 回/年
水質検査（飲料水：1 2 項目）	1 検体	1 回/年
水質検査（雑用水：6 項目）	1 検体	1 回/2 月
備 考		

- 1) 一般細菌・大腸菌群・鉛・硝酸性窒素・亜鉛・鉄・銅・塩素イオン・蒸発残留物・有機物等・PH値・亜硝酸態窒素・臭気・味・色度・濁度
・ 6 ヶ月以内毎に 1 回検査を行う。
但し、鉛・鉄・銅・蒸発残留物・亜鉛については、前回検査で基準値以内であれば省略する。
- 2) クロロホルム・シブロモクロロエタン・ブロモジクロロエタン・ブロモホルム・総トリハロメタン・シアン化物イオン及び塩化シオン・臭素酸・クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・トリクロロ酢酸・ホルムアルデヒド・塩素酸
・ 6 月～9 月までの間に 1 回検査を行う。
- 3) 大腸菌・濁度
・ 2 ヶ月以内に 1 回検査を行う。

簡易専用水道検査（水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する検査）

厚生労働省令の定めるところにより、1 年間に一回定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

検査について

- ・ 現場検査 : 施設の外観検査、給水栓における水質検査、書類検査
- ・ 提出書類検査 : 管理状況を示す書類を提出して、受ける検査

四日市ドーム レジオネラ菌検査委託仕様書（参考）

施設名：四日市ドーム

所在地：四日市市大字羽津甲5 1 6 9 番地

延床面積：約23,143㎡

建物構造：鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下1階、地上3階

レジオネラ属菌の感染防止対策のためにレジオネラ検査を下記に定める仕様により実施するものとする。

検 査 項 目	数量	作業周期
レジオネラ属菌分析	1 検体	1 回/年
備 考		
※100 CFU/100ml を超えると直ちに清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後は検出菌数が検出限界（10CFU/100ml 未満） 以下であることを確認することとなっています。		

四日市ドーム 煤煙濃度測定業務委託仕様書(参考)

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート (屋根鉄骨造) 、地下 1 階、地上 3 階

大気汚染に関して人の健康を保護し生活環境を保全することを目的に煤煙濃度測定を記に定める仕様により実施するものとする。

検 査 項 目	数量	作業周期
煤煙濃度測定	2 検体	2 回/年
備 考		
※「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質 (1)カドミウム及びその化合物、2)塩素及び塩化水素、3)弗素、弗化水素及び弗化珪素、4)鉛及びその化合物、5)窒素酸化物)をいう。		

四日市ドーム 水槽点検業務委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3 , 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 水槽点検業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

業務実施形態	外部委託にて実施
業務周期	年 1 回
業務内容 (点検項目)	【上水受水槽】 ・給水装置の作動状況 ・オーバーフロー管、防虫網 ・通気管、防虫網 ・マンホール及び周辺の状況 ・電極棒及び保持器の状況 ・付属品の状況 ・付着物及び水垢等の状況 ・沈殿物（鉄・錆・砂）の状況 ・変形、亀裂、腐食、漏水 ・浮遊物及び異物の混入 ・揚水ポンプの目視点検 ・配管、バルブの目視点検 ・操作盤、リレー目視点検 ・示灯、ブザーの作動確認 ・フートバルブ、サクシヨン管等 ・残留塩素 ・色度 ・濁度 ・味 ・臭気

業務実施形態	外部委託にて実施
業務周期	年 1 回
業務内容 (点検項目)	【雑用水槽】 ・マンホール及び周辺の状況 ・電極棒及び保持器の状況 ・付属品の状況 ・付着物及び水垢等の状況 ・沈殿物（鉄・錆・砂）の状況 ・変形、亀裂、腐食、漏水 ・浮遊物及び異物の混入 (ポンプ等の点検結果) ・揚水ポンプの目視点検 ・配管、バルブの目視点検 ・操作盤、リレー目視点検 ・示灯、ブザーの作動確認 ・フートバルブ、サクション管等
業務実施形態	外部委託にて実施
業務周期	年 1 回
業務内容 (点検項目)	【雑排水槽】 ・酸素濃度 ・硫化水素濃度 ・配管の腐食の有無 ・損傷箇所の有無 ・周辺の衛生状況 (ポンプの状況) ・PD-1、PD-2 ・絶縁 ・電流計 ・起動装置 ・警報類

2. その他

(1) 仕様書に記載ない事項は、委託者と協議の上で行う。

四日市ドーム 鼠・害虫等生息調査業務委託仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 鼠・害虫等生息調査業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

目的

ビル管理法に準じて、建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、常時、安全かつ衛生的に良好な環境を提供することを目的とする。

- (1) 害虫駆除、鼠防除に関し、全館及び水周り箇所のポイントを設定し調査を行い、その結果によって防除に関する計画を立て、防除作業を計画する。（年 6 回とする。）
また、生息調査結果の指数水準により判断する。
但し、対象面積は約 2 3, 1 4 3 m²とする。
- (2) 生息調査・防除作業を実施するにあたり、建築物環境衛生管理技術者及び入居者と十分に打ち合わせを行う他、スタッフには回覧、表示等によって実施を知らせるとともに、効果維持及び安全維持について協力を要請する。
- (3) 生息調査・防除作業を実施するにあたり、実施場所、使用物品等の安全に付いて点検し、安全であることを確認した後で作業を開始する。作業中であっても常に安全に留意し確認する。
- (4) 防除作業が終了した時は、直ちにその作業の効果を確認する。
- (5) 防除作業の効果を確認した後、直ちに養生、使用機器、害虫及び鼠の死骸等を回収し撤去する。
- (6) 記録及び報告は、監督者が所定の報告書に記入して、建築物環境衛生管理技術者に速やかに提出する。
建築物環境衛生管理技術者は、これに所見を添えて、報告書を完成し、所有者に報告する。

四日市ドーム 空気環境測定業務委託仕様書（参考）

施設名：四日市ドーム

所在地：四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積：約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造：鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 空気環境測定業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

目的

ビル管理法に準じて環境衛生維持の状況を確認するとともに、常時安全かつ衛生的空気環境を維持することを目的とする。測定は厚生労働大臣が認めた有資格者の監督のもとで行なう。

1. 測定点数：2 5 点（屋内：2 3 点、屋外：2 点）

2. 測定項目

省令による規定		
測定周期と回数		2 ヶ月以内毎に定期的に測定、1 点を 1 日 2 回測定
測定対象	浮遊粉塵	奨励値 0. 1 5 mg/m ³ 以下（2 回の平均値）
	一酸化炭素	〃 1 0 p p m 以下
	炭酸ガス	〃 1 0 0 0 p p m 以下
	温度	〃 1 7℃～2 8℃
	相対湿度	〃 4 0 %～7 0 %
	気流	〃 0. 5 m/s
測定位置		各階毎に居室の中央の床上 7 5 cm～1 2 0 cmの間及び外気取入口前
測定点の設定		各階毎
測定回数の改正通達		生衛発 5 4 1 号 平成 1 1 年 3 月 3 0 日 厚生省生活衛生局長

四日市ドーム 機械警備保安業務仕様書（参考）

施設名 : 四日市ドーム

所在地 : 四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

延床面積 : 約 2 3, 1 4 3 m²

建物構造 : 鉄筋コンクリート（屋根鉄骨造）、地下 1 階、地上 3 階

四日市ドーム 機械警備保安業務を下記に定める仕様により実施するものとする。

1. 業務内容

上記対象施設の夜間、休館日の警備を本仕様書に従って実施するものとする。

なお、本仕様書に示されていない事項で、軽微な業務については、委託者、請負者協議のうえ契約金額の範囲で実施すること。

(1) 警備目的

- ① 上記対象施設に係わる盗難及びその他不良行為の予防、若しくは早期発見及びその拡大の防止を行う。(防犯)
- ② 上記対象施設に係わる火災等異常を受信したときに、1 1 9 番通報と緊急対応を行う。(防災)
- ③ 設備機器等の異常を受信したときに緊急対応を行う。(設備異常)

(2) 警備方法

対象施設に設置した警備機器等（別添配置図）により検出される異常情報を、電話回線を利用して移報し、各業務を行う。

(3) 警備要領

① 防犯警備異常情報を受信した場合

イ. 請負者は、遅滞なく緊急要員を対象施設に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要な処置をとるとともに、必要と認めたときは遅滞なく警察機関に通報し、緊急出動の要請を行う。

② 防災警備異常情報を受信した場合

イ. 請負者は、遅滞なくその原因を確認し、火災発生と判断したときは、直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、緊急要員を現場に急行させ必要な処置をとる。

ロ. イにより異常事態が発生したときは、施設管理者へ緊急連絡し、現場確認を行う。

③ 設備機器異常を受信した場合

請負者遅滞なく緊急要員を対象施設に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、委託者の緊急連絡先に

電話で異常事態発生を通報するものとする。

(4) 警備実施時間

甲が警備装置開始の信号を発したときから同装置解除の信号を発したときまでとする。

(5)警備機器の保守点検

- ア 警備機器類は、請負者の所有に属する。
- イ 請負者は、警備装置の機能保持のため、適宜保守点検を請負者の負担で行う。
- ウ 警備機器の取り外しは、契約期間満了時に、契約が継続する場合を除いて、請負者の負担で行う。
なお、請負者がその指示に従わないときは、委託者が自由に撤去できるものとする。

(6)警備機器の取付場所及び種類変更

機器の取付後に、機器の取付場所、種類の変更及び追加の必要が生じたときは、請負者はそれに応じるものとする。この場合の経費については、委託者、請負者協議のうえ決定するものとする。

(7)警備業務員等

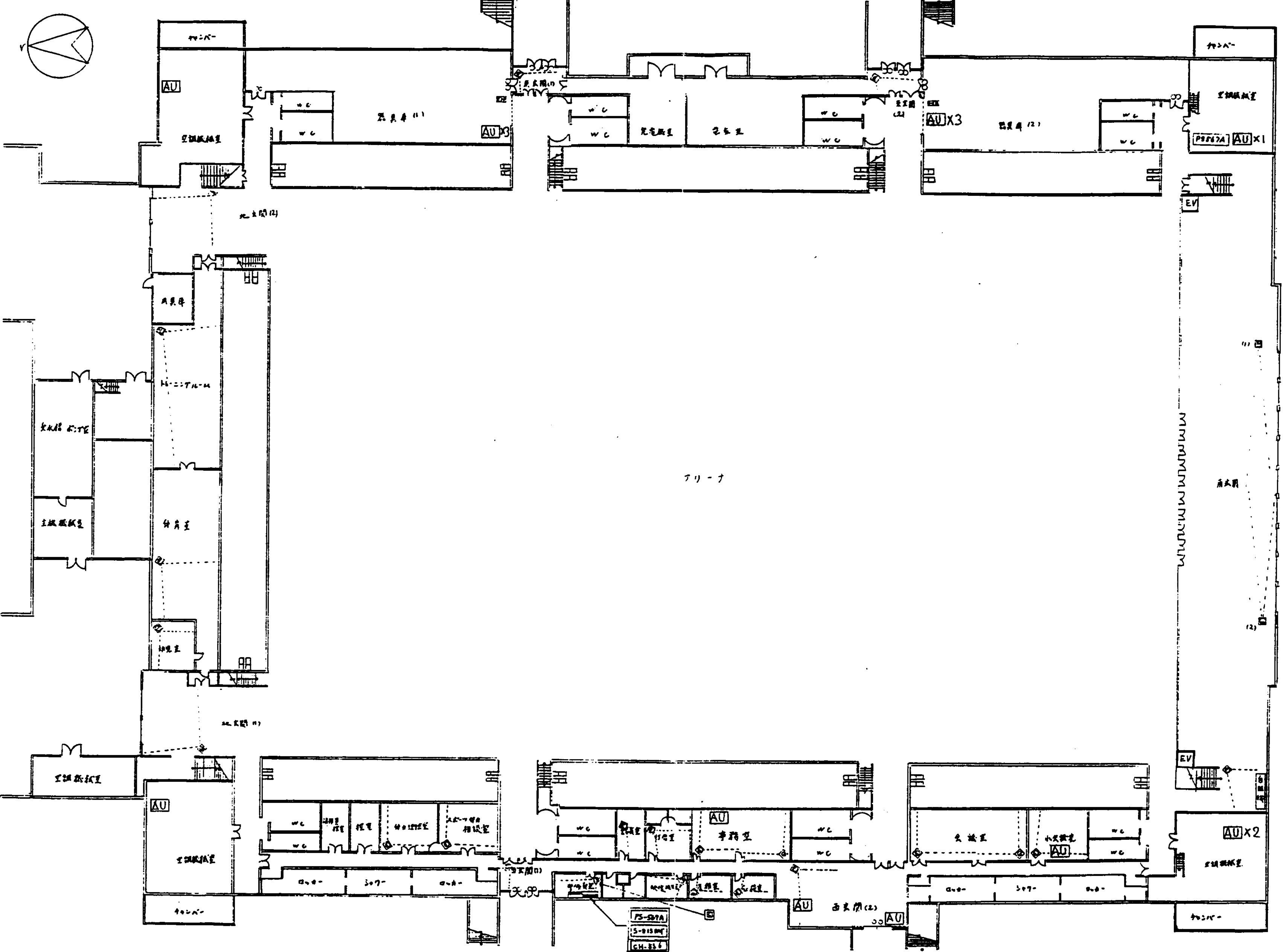
- ア 請負者は、この業務に従事する業務員の人事並びに警備に関する指揮、運営を行う。
- イ 請負者は、本契約の履行に当たって、関係する法律に規定されたすべての義務を負うとともに、関係機関等の手続きを行う。

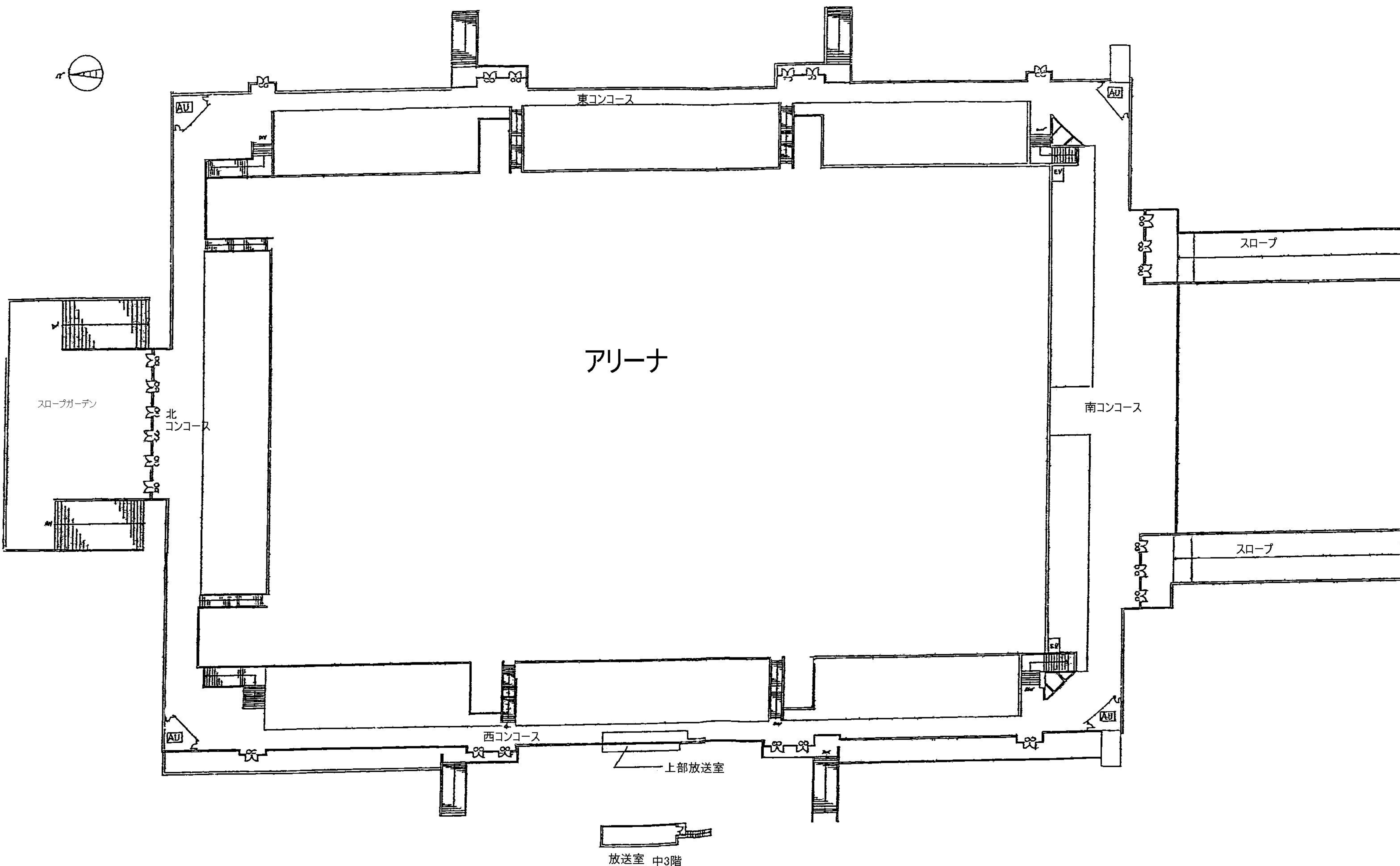
4. 損害賠償限度額

- (1)請負者の責に帰すべき事由により委託者が損害を受けたときは、次の賠償額を限度としてその損害を保償する。
- (2)賠償額は、一事故につき対人賠償・対物賠償あわせて10億円とする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。





No	回 路 区 分	出力	No	回 路 区 分	出力	No	回 路 区 分	出力
1	東玄関(1)扉	1	11	西玄関(2)パッシブ.センサー	2	21	西コンコース(1)扉	3
2	東玄関(2)扉	1	12	事務室、打ち合室パッシブ.センサー	2	22	西コンコース(2)扉	3
3	西玄関(2)扉	1	13	医務室、応接室パッシブ.センサー	2	23	北コンコース 扉	3
4	東玄関(1)パッシブ.センサー	2	14	映像機器室パッシブ.センサー	2	24	東コンコース(1)パッシブ.センサー	3
5	東玄関(2)パッシブ.センサー	2	15	館長室パッシブ.センサー	2	25	東コンコース(2)扉	3
6	器具庫(1)扉シャッター	2	16	体力測定室 スポーツ体力相談室	2	26	西コンコース(1)パッシブ.センサー	3
7	器具庫(2)扉シャッター	2	17	北玄関(1)幼児室 体育室	2	27	西コンコース(2)パッシブ.センサー	3
8	南玄関(1)パッシブ.センサー	2	18	北玄関(1)トレーニングルーム	2	28	北コンコース パッシブ.センサー	3
9	南玄関(2)パッシブ.センサー	2	19	南コンコース(1)扉パッシブ.センサー	3	29	東コンコース(1)扉	3
10	会議室小会議室パッシブ	2	20	南コンコース(2)扉パッシブ.センサー	3	30	東コンコース(2)パッシブ.センサー	3

回路系統表示		
機種 No	S-813RAT	信号
1	火災受信盤より移報	B3
2	チェックボックス異常	S4
3	西玄関(1)扉 パッシブ.センサー	N1T
4	警備員室 パッシブ.センサー	N2T
5	チェックボックス No 1 ～ 3	N4
6	チェックボックス No 4 ～ 18	N5
7	チェックボックス No19～30	N6
8	予 備	
9	予 備	
10	予 備	
11	予 備	
12	予 備	
13	予 備	
14	予 備	
15	保 護	Ps
16	停 電	T-
17		